

# 入札説明書

【電子入札システム対応】

国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託

令和8年2月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和8年2月17日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 【電子入札システム対応】国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (3) 仕様 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除

### 2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「その他」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること。若しくは同種の業務遂行能力を有するものであること。
- (7) ベビーシッターの就業規則を定めていること。
- (8) 賠償責任保険等に加入していること。
- (9) 社内研修体制を完備していること。
- (10) 事業所内保育において直近5年間に1年以上の経験を有していること。
- (11) 本社、支社、支部又は営業所の所在地が、茨城県南地域（石岡市、牛久市、かすみがうら市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、守谷市、龍ヶ崎市、阿見町など）又は千葉県東葛地域（松戸市、柏市、流山市、我孫子市など）にあり、研究所との密な連絡体制が整っていること。
- (12) (6)～(11)で示す者であることの証明として、仕様書別紙に示す書類を提出し、承認を得ること。

### 3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

### 4. 電子入札システムの利用

本件調達には電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があり、8. (1) ①の提出の際に必要な。業者番号発行の手続きについては、以下 URL の「電子入札システムの導入について」を参照のこと。

・ <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/>

なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月16日(月) 14時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1階 第1会議室

(茨城県つくば市小野川16-2)

6. 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。

①提出期間：令和8年2月17日(火) から令和8年2月24日(火) 16時00分まで。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775 (担当：濱田)

③提出方法：電子メールによるデータ(指定様式(※))の送付とする(データ送付先:chotatsu@nies.go.jp)。なお、メールの件名を【質問の提出(国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託)(担当：濱田)】とすること。

※当研究所WEBサイトに掲載(本公告掲載先と同一ページ)

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期間：令和8年3月2日(月) 10時00分から

令和8年3月16日(月) 14時00分まで。

②閲覧場所：当研究所WEBサイト(本公告掲載先と同一ページ)

(3) (1)の質問がない場合、(2)については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書類等の提出

入札に参加しようとする者は、本入札説明書2.(1)及び(12)の証明書類を次に従い提出すること。

(1) 提出期限：令和8年3月9日(月) 16時00分

持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで(12時から13時を除く)とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 6.(1)②の場所

ウ. 提出部数 2部(提出書類を綴じ込んだ一式)

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル(PDF形式)により、電子メールで送信。メールの件名は【入札参加資格証明書類の提出(国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託)(担当：濱田)】とすること。

イ. 提出場所 chotatsu@nies.go.jp

(4) 提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

①期間：入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又は代理人等の電話連絡先(開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号とすること。)が記載された書類をPDF化し添付の上、7.(1)の日時まで提出すること

②5.の日時まで、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1.(1)の業務に関する一切の費用を含めた保育士1人当たりの時間単価とする。

- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
- ⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙1）を7.（1）の日時までに6.（1）②の場所へ持参、郵送又は電子メール（[chotatsu@nies.go.jp](mailto:chotatsu@nies.go.jp)）により提出すること。
- ②入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。
- ③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ④入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた保育士1人当たりの時間単価とする。
- ⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑧当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。  
提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分  
※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。  
提出場所：本入札説明書6.（1）②と同じ
- ⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2.（1）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。

- ⑮入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

## 10. 落札の決定

本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### 11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること）。
- ・再度入札の回数は原則として2回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所へ出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

### 12. 低入札価格調査制度の実施

- (1) 本調査は、落札者となるべき者の入札価格が国立環境研究所の規定する基準価格より下回った場合に低入札価格調査を行う。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、基準価格を下回った場合、開札執行者は入札者に対して「保留」の旨宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて開札を終了する。
- (3) その後、国立環境研究所において、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。入札者は、事情聴取及び当所から求められた書類の提出について協力すること。
- (4) (3)に基づき調査を行った後の結果の通知は以下による。
  - ①調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに(2)の落札者となるべき者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
  - ②調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、(2)の落札者となるべき者以外の者が落札者として決定された場合には、当該落札者には落札者となった旨の必要な通知を行い、最低価格入札者には落札者とならなかった理由等を通知する。併せて他の入札者全員に対して落札決定があった旨を通知する。

### 1 3. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書(別紙2)の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者がいるときは、職員が任意の数字を入力する。

### 1 4. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

### 1 5. 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### 1 6. その他

#### (1) 再委託等の制限

落札者は、業務の処理を第三者(再委託等先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。以下同じ。)に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書(別紙)を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」(当研究所HPに掲載)を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf>

### 1 7. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

### 1 8. 入札結果及び契約情報の公表について

#### ① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果(落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格)について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。

#### ② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のWEBサイトにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のWEBサイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

#### 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
  - イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
- 上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名
  - イ. 当法人との間の取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
    - ・ 3分の1以上2分の1未満
    - ・ 2分の1以上3分の2未満
    - ・ 3分の2以上
  - エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3) 提供を求める情報
- ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）
  - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期
- 契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

#### 19. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email: [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・（各種規程）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）
- ・（参考）紙入札に当たっての留意事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書

(別紙1)

年 月 日

## 紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙2)

# 入札書

金 \_\_\_\_\_ 円/時間  
※保育士1人当たりの時間単価を記載

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。  
御採用のうえは確実に履行いたします。  
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

<記入例>

# 入 札 書

金 \_\_\_\_\_ 円/時間  
※保育士1人当たりの時間単価を記載

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。  
御採用のうえは確実に履行いたします。  
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

代 表 者 名 代表取締役□□□□

< (復) 代理人 ◎◎◎◎ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり  
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

# 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和8年2月17日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

## 記

- 本入札に係る一切の権限
1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

# 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和8年2月17日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

## 記

### 1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙5)

### 暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参 考)

#### 紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について  
本調達に関する質問回答書は当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）で閲覧可能である。
2. 入札書について  
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。  
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
  - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
  - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

(別添1)

## 契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託
2. 契約金額 別表 (単価表) のとおり
3. 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和13年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者 (再委託等先が乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。) である場合も含む。以下同じ。) に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書 (別紙) を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説

明を求める等の措置をとることができる。

- 2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

- 二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

- 三 乙又はその使用者が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

- 四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

- 五 その他前各号に準ずる行為

- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受

任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

#### (違約金)

第 10 条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
  - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
  - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
  - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
  - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### (報告)

第 11 条 乙は、契約期間中の暦月を単位とした、当該月終了後、すみやかに甲に業務履行完了の報告をしなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 13 条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受領した日から 60 日以内に契約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による契約金額の返還又は第 10 条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能

な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：  
担当者名：  
責任者名：  
TEL：  
E-mail：

(別表)

単 価 表

項 目	金 額 (税抜)	備 考
保育料		1時間/保育士1名当たり
当日キャンセル料		保育料×100%
前日キャンセル料		保育料×50%

(別添2)

## 仕 様 書

1. 件 名 国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務委託
2. 業務実施期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
3. 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

### 4. 目 的

本業務は、「国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援規程」(平成24年3月9日第6号)(以下「支援規程」という。)により、研究所が保育を必要とする日に所内保育室を開設し一時預り保育を実施するにあたり、保育室開設日の保育業務を公益社団法人全国保育サービス協会加入業者又は同種の能力を有する者に委託するものである。

### 5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)の担当者とは十分な打合せを行い、以下の保育業務を実施することとする。  
なお、保育業務については、一時預り保育支援規程(別添1)を遵守するものとする。

(保育業務)

請負者は、その指揮により研究所が保育を必要とする日に保育の担当者(以下「保育従事者」という。)を派遣し、NIES職員(以下「保護者」という。)が養育する乳幼児(以下「子」という。)の保育を行う。なお、保育室への子の送迎は保護者が行うものとする。

業務内容は以下によるほか、詳細を「国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に示す。

#### ① 派遣人数

- ・保育室開設日に派遣する保育従事者の人数は、通常2名とする。

#### ② 保育対象

- ・対象年齢・・・生後3ヶ月から満6才(小学校就学前)まで
- ・保育室の定員・4名程度とする。ただし、乳児と幼児は保育室を分けて保育するほか、支援規程に定める病後児(以下「病後児」という。)は医師の診断により隔離保育を必要とするときがあるため、保育室を利用できる人数は保育する子の状態により、利用日の都度定めることとする。
- ・健康状態・・・健康な子。ただし、病後児は、医師の診断により保育の許可があ

- り、他の子に感染するおそれがなく、体温が38度未満である子の保育を行う。
- ・保育する子の人数は、原則として、保育従事者1名につき、健康な幼児は3名以内、乳児は2名以内、病後児は1名とする。

③ 保育業務の開始日

保育業務の開始日は、令和8年4月1日以降の最初の保育室開設日とする。

④ 連絡・報告義務

- ・請負者は、NIES 担当者と日常的に密な連絡体制を整備し、緊急時等に NIES 担当者の求めに応じて、速やかに NIES に到着し、打合せ等を行わなければならない。
- ・保育従事者は、保育室開設日の保育状況を、マニュアルに定める報告様式により、保育室開設日当日の業務終了時まで NIES 担当者に報告しなければならない。
- ・保育従事者は、保育する子が、38度を超える熱を出したとき又は子の様子がおかしいときは、利用者及び NIES 担当者に連絡し、NIES 担当者の指示により、必要な措置を講じなければならない。

## 6. 業務実施体制及び資格等

### (1) 業務体制及び資格

#### a. 業務監督責任者 1名

- ・業務監督責任者は、本業務の遂行を統括する者で、保育従事者を直接指揮監督する者であること。
- ・業務監督責任者は、請負業者の職員であること。
- ・保育士または看護師の有資格者であって、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者でなければならない。
- ・業務監督責任者は、保育従事者を指揮監督する者でなければならない。
- ・業務監督責任者は、保育室開設日の都度、保育内容に応じた有資格者を派遣しなければならない。
- ・業務監督責任者は、緊急時等に NIES 担当者の求めに応じて、概ね30分以内に NIES に到着し、打合せ等を行うことができる者でなければならない。

#### b. 保育従事者 4～6名

- ・保育従事者は、マニュアルに定める保育従事者名簿（以下「名簿」という。）により請負業務開始時に届けること。
- ・名簿に登録する保育従事者は、以下のいずれかに該当するものであること。
  - ①保育士または看護師の資格を有する者
  - ②児童福祉施設において1年以上乳幼児の保育や世話に従事した経験を有している者
  - ③地方公共団体等が実施する新任研修、これに相当する新任研修又は特記仕様書に

規定するベビーシッター事業者の実施する新任研修を修了し、ベビーシッターとして、又は保育施設等の職員として1年以上児童の保育や世話に従事した経験を有している者

- ・保育従事者は、以下を遵守しなければならない。
  - ①1年に1回以上健康診断を受診していること。
  - ②業務時間内は禁煙すること。
  - ③乳児保育に従事する者は、検便検査を行っており、検査結果が陰性であること。

## (2) 業務対応時間

- ・業務対応時間は、保育室開設日に職員から利用申請があった保育時間に前後30分を加えた時間とする。
- ・保育室を利用できる時間帯は、午前8時30分から午後6時15分までであり、保育室を利用できる日は、支援規程第8条による休日を除く日である。
- ・保育時間の前後の各30分は、子の受入準備、子の送迎対応及び片付けの時間とする。なお、子の送迎は保育時間の15分前から預入可能、保育時間の15分後までに迎えることとしている。
- ・開設日の状況により、業務対応時間の延長が必要になったときは、業務監督責任者は、NIES 担当者と協議の上、その指示により業務対応時間の延長を行う。

## (3) 保育従事者の派遣

- ・保育室開設日に派遣する保育従事者の要件は以下による。
  - ①保育従事者は、特記仕様書に定める保育従事者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者の中から通常2名を派遣すること。
  - ②派遣する者のうち1名以上は保育士または看護師の有資格者であって、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者であること。
  - ③乳児（0歳児）の保育を担当する者は、保育士又は看護師の資格を有し、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者であること。なお、調乳を行うときは検便検査結果が陰性であることを担当者に報告しなければならない。
  - ④病後児の保育を担当する者は、保育士又は看護師の資格を有し、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者であること。
- ・NIES 担当者は、原則として保育利用日の前日午後3時まで、業務監督責任者に保育従事者の派遣依頼を行う。業務監督責任者は、原則として保育室開設日の前日午後5時まで、派遣する保育従事者の氏名及び保育計画(業務分担)を NIES 担当者に連絡すること。

## (4) 連絡体制

- ・本社、支社、支部、又は営業所の所在地が以下のいずれかにあり、NIES との密な連絡

を行うこと。

茨城県県南地域（石岡市、牛久市、かすみがうら市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、守谷市、龍ヶ崎市、阿見町）又は千葉県東葛地域（松戸市、柏市、流山市、我孫子市）

## 7. 業務開始時よりの履行能力の担保

本業務は、乳幼児の保育を行う業務であり、業務契約期間の初日より本仕様書5に記載した業務が円滑に履行できる能力を有することが要求される。そのため、以下の要件を満していること。

- ① 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している者若しくは同種の業務遂行能力を有する者であること。
- ② 定款を完備しており、その目的欄にベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。また、法人登記を行っており、その目的欄にベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。
- ③ ベビーシッター等従事者の就労規則を定めて、労働条件及び福利厚生に関し、社会保険（労働保険を含む）の加入等、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- ④ 保育乳幼児に対する損害賠償保険を完備していること。経営者の賠償補償保険については、対人補償として1名2億円以上、1事故10億円以上、対物補償として1事故1,000万円以上の全てを充たしていること。また、保育乳幼児にかかる傷害保険については、死亡・後遺障害保険金額1口100万円以上、入院保険金日額1口1,500円以上、通院保険金日額1口1,000円以上の全てを充たしていること。
- ⑤ 保育の質の向上及び事故防止のため、マニュアルを作成し、マニュアル等を用いて保育従事者に対する研修を年1回以上行っていること。
- ⑥ 官公庁等における事業所内保育委託業務について1年以上の経験があること。また、過去5年間にベビーシッター業務において重大な事故がないこと。

## 8. 請負者の要件

上記7に掲げる事項のほか、マニュアル「C 請負者の要件」の各項目に示す要件を満たしていること。請負者は、請負業務の開始時に、上記の要件を満たしていることの証明をNIES担当者に書面で提出すること。

- I ベビーシッター事業者の責務等に関する事項
- II ベビーシッターサービスの提供及び利用等に関する事項
- III ベビーシッターの労働環境等に関する事項
- IV 保育サービスの質の向上等に関する事項

## 9. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10. 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

## 11. 協議事項

本仕様書及びマニュアルに記載のない事項又は記載内容に疑義が生じたときは、NIES 担当者と協議するものとする。

## 12. 便宜供与

本業務実施にあたり、必要となる物品は、NIES が貸与又は支給する。

### 13. その他

#### (1) 支払方法

精算払いとする。精算は月毎に行い、1時間あたりの契約単価により月の保育従事者派遣時間数に応じた金額を支払うものとする。契約単価は、保育料金のほか、保育従事者の交通費及び損害補償保険料を含むものとする。

#### (2) キャンセル料

NIESの都合により保育室開設を中止若しくは開設時間を変更したときは、請負者にキャンセル料を支払うものとする。

キャンセル料の金額は前々日18:00以降から前日18:00までは、単価×依頼予定時間数×保育従事者数×50%、前日18:00以降から当日は、単価×依頼予定時間数×保育従事者数×100%とする。

#### (3) 派遣時間数 2024年度（令和6年度）実績

1年あたり延べ143日（1,019時間）

※2024年度（令和6年度）の保育利用実績（令和6年4月～令和7年3月の利用日数（時間数））であり、本契約時の時間数を保証するものではない。

(特記仕様書)

国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援業務マニュアル  
(令和7年版)

- A 用語の定義
- B 保育室の開設
- C 請負者の要件
- D 業務内容

令和7年4月

国立研究開発法人国立環境研究所  
総務部人事課 一時預り保育利用窓口

## A 用語の定義

本マニュアルにおける用語は以下による。

- (1) 「職員等」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平18規程第2号。以下「職員就業規則」という。）、国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平18規程第3号）及び国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平18規程第4号）の適用を受ける者並びに日本学術振興会特別研究員に採用され本所に受け入れられた者をいう。
- (2) 「乳幼児」とは、生後3ヶ月から満6才に達した日以後における最初の3月31日までの子をいう。
- (3) 「子」とは、職員等が養育する乳幼児をいう。
- (4) 「病後児」とは、通常は保育所等に通所中の子であって、病気又はけがの回復期にあるため、一時的に通所できなくなっているものをいう。
- (5) 「一時預り保育」とは、通常は保育所等に通所中の子について、休所日である等の保育所等の一時的な都合若しくは病後児であること等により一時的に通所できなくなっているとき、又は、通常は家庭で保育されている健康な子について、日中主として保育を行っている保護者が風邪、けが、事故などの一時的かつ緊急な都合により家庭での保育が一時的に困難となったときに、研究所がその子を預かって保育を行うことをいう。

## B 保育室の開設

保育室は、別添1「国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援規程」（平成24年3月9日規程第6号）（以下、「支援規程」という。）により開設する。

- 1 研究所は、本所（つくば市）に保育室を設置する。
- 2 研究所は、保育を必要とする日に保育室を開設する。
- 3 研究所は、保育室を一時預り保育のために用いる。
- 4 研究所は、保育室開設日の業務を公益社団法人全国保育サービス協会に加入している者又は同等の業務遂行能力を有する者（以下「請負者」という。）に委託する。
- 5 保育室は、総務課人事課長（以下「管理責任者」という。）が管理監督する。日常的な保育室利用者（職員等）との連絡及び請負者との連絡は、総務部人事課内に設置する一時預り保育利用窓口（以下「利用窓口」という。）が行う。利用窓口の業務は、総務部人事課男女共同参画等専門職及び男女共同参画等業務を担当する契約職員（以下「利用窓口担当職員」という。）が行う。
- 6 保育室を利用できる日は、研究所の所定休日を除く日とする。保育室を利用できる時間は、午前8時30分から午後6時15分までとする。
- 7 保育室に預かる子の定員は、概ね4名程度とする。ただし、病後児は、隔離保育が必要な場合があるため、管理責任者が開設日毎に利用可能な人数を決めることができる。
- 8 請負者は、その指揮により研究所が保育を必要とする日に保育の担当者（以下「保育従事者」という。）を派遣し、NIES職員等（以下「保護者」という。）が養育する子の保育

を行う。

- 9 保育室への子の送迎は保護者が行うものとする。

## C 請負者の要件

本業務を実施する事業者は、以下の I～IV に示す要件を満たしていること。業務の開始時に、各事項の遵守方法及び管理体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

なお、本章における用語は以下による。

- (1) 「ベビーシッター事業」とは、請負業として保護者や事業所等の委託を受けてその居宅や事業所内保育施設等において乳幼児又は児童の保育や世話をを行うことをいい、ベビーシッター事業者とは、これを行う法人のことをいう。
- (2) 「職場内一時預り保育サービス」とは、請負業として研究所等公的機関、企業等の事業所の委託を受けて、職場内の保育室において、一時的に保育を必要とする職員の養育する乳幼児又は児童の保育や世話をを行うことをいう。
- (3) 「在宅保育サービス」とは、乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育所等への送迎を行うことをいう。
- (4) 「保育サービス」とは、ベビーシッター事業者が行う、在宅保育サービス又は事業所内保育サービス等、請負先で乳幼児又は児童の保育や世話をを行うサービスをいう。
- (5) 「事故」とは、請負先で乳幼児又は児童の保育や世話をを行っている間に、乳幼児又は児童に負傷等又は財物損壊を与えることをいう。

## I ベビーシッター事業者の責務等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、定款を完備しており、その目的欄にはベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。なお、現状に即して定款の変更を行っていること。
- 2 ベビーシッター事業者は、法人登記を行っており、その目的欄にはベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。なお、現状に即して登記の変更を行っていること。
- 3 ベビーシッター事業者は、過去 5 年間のベビーシッター業務において重大な事故がないこと。
- 4 ベビーシッター事業者は、事業所内保育を含む保育サービスに関する賠償責任保険等に加入しており、その内容は、次の各号に掲げる事項を全て満たしていること。
  - (1) ベビーシッター業にかかる経営者の賠償補償保険
    - ① 対人補償：1 名 2 億円以上、1 事故 10 億円以上
    - ② 対物補償：1 事故 1,000 万円以上
  - (2) ベビーシッター請負先乳幼児又は児童にかかる傷害保険
    - ① 死亡・後遺傷害保険金額：1 口 100 万円以上
    - ② 入院保険金日額：1 口 1,500 円以上
    - ③ 通院保険金日額：1 口 1,000 円以上
- 5 ベビーシッター事業者は、ベビーシッター等従事者の労働条件及び福利厚生に関し、

社会保険（労働保険を含む）の加入等、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

- 6 ベビーシッター事業者は、個人情報を取り扱う事業者として、個人情報の管理に万全を期すため、個人情報の保護に関する規定を定めており、ベビーシッターに対する教育指導の実施及び関係書類・データの管理保管を徹底していること。
- 7 ベビーシッター事業者は、パンフレット及び諸媒体を利用して自社の営業広告、求人広告等を行う場合には、事実と異なる内容、誇大な表現及び誤認の可能性があるような表記等、不適切な広告を行わないよう十分に留意し、正確かつ公正に広告活動を行っていること。
- 8 ベビーシッター事業を行う経営者又は事業所等において経営者に代わり保育サービスに係わる事業部署を統括する者（以下「経営者等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) ベビーシッター保育サービス及び事業所内保育委託サービスについて、1年以上の経験を有している者であること。
  - (2) 地方公共団体等が実施するベビーシッター事業に関する経営者研修又はこれに相当する研修を修了し、その研修記録を保管していること。ただし、ベビーシッター事業に関する経営者研修を修了していない者にあつては、直近に実施される経営者研修の受講を予定している者で、受講後に修了証又はその研修記録を提出すること。
  - (3) ベビーシッター事業をはじめとする法人事業の決算状況について詳しく分析し、経営改善計画や中長期経営計画等を策定するなど、経営安定化に努めていること。

## II ベビーシッターサービスの提供及び利用等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、サービス提供に関しては、次の各号に規定された内容が含まれているサービス利用に関する規約（以下「利用規約」という。）を完備していること。
  - (1) サービスの提供がベビーシッター事業者の請負によるものであること。
  - (2) 保育サービス内容及び料金体系
  - (3) 保育サービスにおける事故の際の保険等による対応及びベビーシッター事業者の免責事由
- 2 ベビーシッター事業者は、パンフレット等顧客向け案内資料を整備しており、これに保育サービスの業務内容、費用等を明示して保護者に説明していること。
- 3 ベビーシッター事業者は、保護者との間に業務請負契約書を取り交わしていること。  
なお、保護者が利用規約の規定内容に同意の上、利用申込書によるサービスの申込みを行い、ベビーシッター事業者がこれを受諾する旨の通知書を交付している場合においては、当該利用規約、利用申込書及び通知書により請負契約が成立するものであること。
- 4 ベビーシッター事業者は、予約・手配表又は予約受付簿等保護者の予約とベビーシッターの手配状況が確認できるものを備えていること
- 5 ベビーシッターは、保育サービスの実施に際し、保育内容等についての記録（以下「保育記録」という。）を作成していること。
- 6 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの業務遂行状況を把握するため、保育記録ほか、業務に関し必要な事項についての記録（業務記録）を保管していること。求めに応じて記録書類を提出すること。

- 7 ベビーシッター又はベビーシッター事業者は、保護者の求めに応じて保育記録について報告又は開示していること。

### Ⅲ ベビーシッターの労働環境等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの労働条件及び福利厚生に関して、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守し、その勤務状況に応じて社会保険（労働保険を含む）に加入していること。なお、特別な理由により、労働者災害補償保険への加入が困難な場合は、相当する民間の傷害保険等に加入していること。
- 2 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターに関する就業規則を定めると共に、ベビーシッターの就労に関する契約書を取り交わし、その契約事項の不履行がないこと。なお、特別な理由により、就業規則によることが困難な場合は、契約書又は通知書等に、ベビーシッターの指揮命令権はベビーシッター事業者にある旨の記載をし、労働基準法等に準拠した内容の労働条件を明示していること。

### Ⅳ 保育サービスの質の向上等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ保育サービスに関する業務マニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を定めていること。
  - (1) 保育業務に関する知識、子どもへの愛情、一般的マナーなどプロとしての基本姿勢に関する事項
  - (2) 自己管理や責任感、自己研鑽、プライバシー保護などプロとしての心構えに関する事項
  - (3) 訪問日時や場所、緊急連絡先、仕事内容などの訪問日前に認識すべき内容に関する事項
  - (4) 身だしなみや言葉遣い、マナー、電話応対等に関する事項
  - (5) 子どもに関する情報等保護者との打合せに関する事項
  - (6) 保育中における子どもとの接し方等に関する事項
  - (7) 保育中において留意すべき事項
  - (8) 保育を行う前の室内外の安全チェックに関する事項
  - (9) 保育記録に記載する内容や注意事項
  - (10) 保護者への保育記録の提示による保育内容等の報告に関する事項
  - (11) 会社への業務内容等の報告に関する事項
- 2 ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ職場内一時預り保育の保育マニュアル（以下「保育マニュアル」という。）を定めていること。
  - (1) 子どもの発達段階における特徴等に関する事項
  - (2) 子どもの健康管理（症状と対処法等）に関する事項
  - (3) 乳幼児の保育（授乳、離乳食、睡眠、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
  - (4) 子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項
- 3 ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ職場内一時預り保育の事故防

止等マニュアル（以下「事故防止等マニュアル」という。）を定めていること。

- (1) 事故防止、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項
- (2) シッティングをはじめる前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項
- (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）
- (4) ケガや急病時における応急手当の方法（実践）に関する事項
- (5) 「ヒヤリ、ハッと」時の事故防止意識の再確認等に関する事項
- (6) 事故発生時における対処法及び連絡体制に関する事項
- (7) 地震、火災等の災害発生時における対処法等に関する事項
- (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項

4 ベビーシッター事業者はベビーシッター研修の一環として、事故防止のための安全指導と事故防止に関する研修を実施し、その再発防止に努めていること。

5 ベビーシッター事業者は、研修計画を作成し、上記の業務マニュアル、保育マニュアル及び事故防止等マニュアルを使い、ベビーシッターに対し、採用時及び採用後において年1回以上の研修を実施し、その研修記録を保管していること。

6 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターに対し、自社で実施する研修のほか、自社以外の第三者が実施する新任研修及び現任研修についても、受講を奨励していること。

7 ベビーシッターは、保育の理論及び実践について研修を受けた者であり、保育サービスに従事するベビーシッターのうち3分の1以上は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 保育士又は看護師の資格を有する者
- (2) 児童福祉施設において1年以上乳幼児の保育や世話に従事した経験を有している者
- (3) 地方公共団体等が実施する新任研修、これに相当する新任研修又は上記5に規定するベビーシッター事業者の実施するそれに相当する新任研修を修了し、ベビーシッターとして、又は保育施設等の職員として5年以上児童の保育や世話に従事した経験を有している者

## D 業務内容

請負者は、以下のⅠ～Ⅷにより、保育室開設日の業務を行うこと。

### Ⅰ 請負者の業務

- 1 請負者は、保育室における保育及び付随する業務を行う。
- 2 請負者は、支援規程第13条による委託業者の義務を遵守するものとする。
- 3 請負者は、以下の実施体制により、業務を行うものとする。

#### (1)資格要件等

##### a.業務監督責任者 1名

- ・業務監督責任者は、本業務の遂行を統括する者で、保育従事者を直接指揮監督する者であること。
- ・業務監督責任者は、請負業者の職員であること。
- ・保育士または看護師の有資格者であって、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者でなければならない。

- ・業務監督責任者は、保育従事者を指揮監督する者でなければならない。
- ・業務監督責任者は、保育室開設日の都度、保育内容に応じた有資格者を派遣しなければならない。
- ・業務監督責任者は、緊急時等に担当職員の求めに応じて、概ね30分以内にNIESに到着し、打合せ等を行うことができる者でなければならない。

b.保育従事者 4～6名

- ・保育従事者は、保育従事者名簿（以下「名簿」という。）により請負業務開始時に届けること。
- ・名簿の記載事項、名簿に登録する保育従事者の要件等は第Ⅱ章に定める。

(2) 業務対応時間

- ・業務対応時間は、保育室開設日に職員から利用申請があった保育時間に前後30分を加えた時間とする。
- ・保育室を利用できる時間帯は、午前8時30分から午後6時15分までであり、保育室を利用できる日は、支援規程第8条による休日を除く日である。
- ・保育時間の前後の各30分は、子の受入準備、子の送迎対応及び片付けの時間とする。なお、子の送迎は保育時間の15分前から預入可能、保育時間の15分後までに迎えることとしている。
- ・開設日の状況により、業務対応時間の延長が必要になったときは、業務監督責任者は利用窓口担当職員と協議の上、その指示により業務対応時間の延長を行う。

(3) 連絡体制

- ・本社、支社、支部、又は営業所が以下のいずれかにあり、NIESとの密な連絡を行うこと。

茨城県県南地域（石岡市、牛久市、かすみがうら市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、守谷市、龍ヶ崎市、阿見町）又は千葉県東葛地域（松戸市、柏市、流山市、我孫子市）

- 4 請負者は、研修計画を作成し、保育従事者に対し、業務マニュアル、保育マニュアル及び事故防止等マニュアルを用いて、年1回以上の研修を実施すること。なお、保育従事者の研修受講記録は研究所に提出すること。
- 5 請負者は、研修の一環として、保育従事者に対して事故防止のための安全指導と事故防止に関する研修を実施し、その再発防止に努めていること。なお、保育従事者の研修受講記録は研究所に提出すること。
- 6 請負者は、感染症対策について、「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省 令和5年10月）」に沿った適切な措置を講ずること。また、請負者は、研修の一環として、保育従事者に対して感染症に関する知識及び感染症対策について研修を実施していること。
- 7 請負者は、保育計画を作成すること。保育計画は、各年齢の生活リズムに応じて無理のない保育カリキュラムを作成し、利用窓口担当職員に提出すること。
- 8 請負者は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守すること。
- 9 請負者は、個人情報扱うときはその管理に万全の対策を講ずること。また、保育従事者に対する教育指導を実施し、請負者が定める個人情報の保護に関する規定に沿って、関係書類の管理保管を徹底すること。なお、請負者が定める規定及び講じる対策を研究所に提出すること。

- 10 請負者は、保育従事者の過失により一時預り保育した子を負傷又は発病させたときは、その子を養育する職員等に補償費を支払わなければならない。
- 11 請負者は、事故又は施設設備の破損等（保育従事者の過失によるものを除く。）により一時預り保育した子が負傷又は発病したことから紛争が発生したときは、その解決のために誠意をもってその子を養育する職員等と協議する。

## II 保育従事者の要件及び派遣方法

- 1 名簿に登録する保育従事者は、以下のいずれかに該当するものであること。
  - ①保育士または看護師の資格者を有する者
  - ②児童福祉施設において1年以上乳幼児の保育や世話に従事した経験を有している者
  - ③地方公共団体等が実施する新任研修、これに相当する新任研修又は特記仕様書に規定するベビーシッター事業者の実施する新任研修を修了し、ベビーシッターとして、又は保育施設等の職員として1年以上児童の保育や世話に従事した経験を有している者
  - ・保育従事者は、以下を遵守しなければならない。
    - ①1年に1回以上健康診断を受診していること。
    - ②業務時間内は禁煙すること。
    - ③乳児保育に従事する者は、検便検査を行っており、検査結果が陰性であること。
- 2 名簿は、氏名、資格、実務経験年数、研究所までの交通手段、通勤所要時間を記載していること。名簿を変更するときは、速やかに利用窓口担当職員に報告すること。
- 3 事故、急病等やむをえない事情により、保育従事者名簿に掲載していない者を派遣するときは、事前に利用窓口担当職員に連絡すること。
- 4 保育室開設日に派遣する保育従事者の要件は以下による。
  - ①保育従事者は、名簿に登録された者の中から通常2名を派遣すること。
  - ②派遣する者のうち1名以上は保育士または看護師の有資格者であって、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者であること。
  - ③乳児（0歳児）の保育を担当する者は、保育士又は看護師の資格を有し、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者であること。なお、調乳を行うときは検便検査結果が陰性であることを担当者に報告しなければならない。
  - ④病後児の保育を担当する者は、保育士又は看護師の資格を有し、かつ5年以上の乳幼児の保育に従事した経験を有する者であること。
- 5 保育従事者は、以下により子の保育を担当するものとする。
  - ①乳児の保育は、原則として乳児2人につき保育従事者1名が担当する。乳児は、幼児と部屋を分けて保育するものとする。
  - ②病後児の保育は、病後児1名につき保育従事者1名が担当する。医師連絡票に隔離保育の指示がある場合は、他の子から隔離するため、部屋を分けて保育する。
  - ③健康な幼児の保育は、原則として、以下の基準を超えない範囲で行う。
    - 1歳児以上 幼児3人につき保育従事者1名
- 6 開設日の保育する子の状況、年齢構成等により、保育従事者2名以上の派遣が必要になったときは、業務監督責任者は、利用窓口担当職員と協議の上、その指示により派遣する保育従事者の追加を行う。

7 利用窓口担当職員は、原則として開設日の前日午後3時までに、業務監督責任者に保育従事者の派遣依頼を行う。依頼内容は、保育保護者の人数、年齢構成、健康状態を電話、FAX等にて連絡する。また、以下の書類により、開設日の業務開始前までに保育に必要な情報を提供する。

- ①登録カード（別添様式1）（当該年度の初回利用時のみ）
- ②一時預り保育室利用申請書・一時預り保育室許可書（別添様式2）
- ③医師連絡票（別添様式3）（病後児のみ）

8 業務監督責任者は、原則として開設日の前日午後5時までに、派遣する保育従事者の氏名及び保育計画(業務分担)を利用窓口担当職員に電話又はFAXで報告すること。

9 第7項の規定にかかわらず、利用窓口担当職員は、保育室の定員を超えない範囲で、開設日前日の午後3時を過ぎた時間帯または開設日当日に、緊急の利用申請を許可することがある。そのときは、利用窓口担当職員は業務監督責任者に速やかにその旨を連絡し、業務監督責任者は利用窓口担当職員に保育計画の変更を報告するものとする。

10 当日の保育時間変更などにより、当初予定していた業務に変更が生じたときは、業務監督責任者は利用窓口担当職員と協議の上、変更するものとする。

### III 保育従事者の業務

1 保育従事者は、保育開始時間の30分前までに保育室に入室し、開始時間の15分前までに室内の安全確認、子の受入準備等を完了すること。

2 保育従事者は、入室後速やかに、利用窓口担当職員からFAX等により受領した以下の書類の内容を確認すること。書類が届いていないとき又は内容に疑義があったときは、速やかに利用窓口担当職員に連絡すること。

- ①登録カード（別添様式1）
- ②一時預り保育室利用申請書・一時預り保育室許可書（別添様式2）
- ③医師連絡票（別添様式3）

3 保育従事者は、以下により、子の送迎を行うこと。

- ①幼児（1歳児以上）は、玄関で送迎。（原則として保護者は保育室に入室できない。）
- ②乳児は、保育室内で送迎する。（保護者が子を保育室まで連れて来る。）
- ③隔離保育を行う病後児は保育室で送迎する。送迎は、他の子と接触がないよう、対策を講じること。

4 保育室への入室はオートロック式であり、安全確保のため常時施錠すること。子の送迎時は、ドアフォンにより保護者本人を確認の上、開錠すること。なお、本保育室では、保護者（職員等）以外のものが代理で送迎する場合は、事前に利用窓口担当職員から保育従事者に連絡することとしているため、事前の連絡がない保護者以外のものの入室は認めないこと。

5 保育従事者は、子の受入時に保護者から以下のものを手交により預かり、内容を確認すること。

- ①保育カード（別添様式5）
  - ・記入内容と子の健康状態に齟齬がないことを確認すること。
  - ・特記事項を確認すること。
  - ・記入内容に疑問等があった場合は、原則としてその場で保護者に確認すること。

- ②持ち物（お弁当、おやつ、飲み物、着替え等、NIESが定めるもの）
- ③投薬依頼書（別添様式4）及び医師の処方薬（医師の指示があったとき）
- 6 保育従事者は、病後児の受入時に医師連絡票（別添様式3）及び保育カード（別添様式5）及び保護者からの聞き取りによって医師の指示内容を確認し、子の健康状態に応じて適切に保育すること。また、他の子への感染のおそれがないよう、症状に応じた適切な措置を講ずること。
- 7 保育中の投薬について、保護者から投薬依頼票（別添様式5）及び処方薬を預かったときは、保育従事者は、投薬依頼書の内容を確認するとともに、保護者に直接投薬方法を確認すること。投薬方法等に疑義がある場合は、直接保護者に確認すること。
- 8 保育従事者は、送迎の際、保護者が利用者報告書（別添様式6）の実利用時間を正しく記入したことを確認すること。
- 9 保育従事者は、保育終了後30分の間に、書類整理、清掃、洗濯などの片付けを行うこと。片付けは、原則として保育中は行わないこと。
- 10 保育従事者は、保育室開設日の都度、業務終了時まで、以下の書類に必要事項を記入し、保存または提出すること。
- ①保育カード（別添様式4）
  - ②投薬依頼書（別添様式5）
  - ③利用者報告書（別添様式6）
  - ④作業報告書（別添様式7）
- 上記の①及び②は、原本を保護者に返却し、写しを保育室に保存すること。③及び④は、利用窓口担当者にFAX等により提出すること。
- また、利用窓口担当者が提供する以下の書類は、保育室に保存すること。
- ⑤登録カード（別添様式1）
  - ⑥一時預り保育室利用申請書・一時預り保育室許可書（別添様式2）
  - ⑦医師連絡票（別添様式3）
- 11 本保育室では、子の送迎以外の時間帯に保護者または利用窓口担当職員が保育室に入室するときは事前に電話で保育従事者にその旨を連絡することとしている。入室時は、インターホンにより本人確認を行った上で開錠すること。
- 12 本保育室では、母乳保育中の乳児を預けたときに保護者が授乳を希望したときは、授乳できるとしている。保育従事者は、保護者と相談して予め授乳時間を決め、当該時間に保護者の入室を許可すること。
- 13 提出書類に保育に必要な情報が記載されていないとき若しくは疑義が生じたとき、又は持ち物の不足があったときは、保育従事者が保護者に直接連絡し、適切に対応すること。
- 14 保育従事者は、登録カード（別添様式1）保育カード（別添様式4）等、個人情報保護が必要な書類を扱う際は、請負者が規定するマニュアルに沿って、適切な措置を講ずること。
- 15 保育従事者又は請負者は、保護者の求めに応じて子の保育状況について報告又は保育記録を開示すること。

#### IV 安全管理義務

##### (1) 連絡義務

- 1 一時預りしている子の健康状態が悪化したときは、保護者及び利用窓口担当職員に速やかに連絡し、保育を中止するものとする。保護者への連絡は、利用申請書又は保育カードに記載された緊急連絡先に連絡すること。連絡先につながらないときは、利用窓口担当職員に速やかにその旨を報告し、指示に従うこと。
- 2 1により保護者が子を迎えに来るまでの間、当該児の安静を確保し、必要があれば応急措置を行うなど適切に対応すること。

##### (2) 緊急対応等

- 3 契約後1週間以内に緊急時対応マニュアルを利用窓口担当職員に提出すること。緊急時はマニュアルに沿って子の安全を確保すること。請負者は、利用窓口担当職員と協議の上、随時マニュアルに沿って避難車を使った避難訓練を行うこととする。ただし、避難訓練は子どもの健康状態に応じて無理がない範囲で行うこと。

##### (3) 補償等

- 1 請負者は、保育従事者の過失により一時預りした子を負傷又は発病させたときは、その子を養育する職員等に補償費を支払わなければならない。
- 2 事故又は施設設備の破損等（保育従事者の過失によるものを除く。）により一時預りした子が負傷又は発病したことから紛争が発生したときは、その解決のために誠意をもってその子を養育する職員等と協議する。

##### (4) 疾病等

- 1 病後児の保育室利用は、事前に医師の診断により保育室利用の許可を得なければならないとしている。
- 2 医師の許可があっても保育室利用日当日の子の健康状態が、別添2「保育室利用のめやす」に記載する以下のいずれかに該当するときは、速やかに保護者及び利用窓口担当職員にその旨を連絡し、保育を中止する。
  - ア)「1. 利用日当日の状態でクリアすべき条件」に掲げる事項のうち、満たしていないものがある。
  - イ)「2. 保育中止のめやす」に掲げる事項のいずれかに該当する。
- 3 本保育室では、保育室利用後1週間以内に、子が感染症に罹患したことが判明したときは、保護者が利用窓口担当者及び保育従事者に速やかに連絡することを義務づけている。保護者からの連絡により利用窓口担当者から指示があったときは、速やかに消毒など必要な措置を講ずること。なお、保護者からの連絡が必要な感染症の種類は、別添2別表1「学校感染症の種類」に準ずる。感染症対策は、別添2別表2「主な感染症一覧」等に従う。

## V 保育カリキュラム等

- 1 請負者は、各年齢の生活リズムに応じた無理のない保育カリキュラムを作成し、請負業務の開始時に利用窓口担当職員に提出すること。
- 2 健康な幼児の保育は、概ね、以下の流れに沿ったものを想定している。

8 : 3 0 登所開始（利用開始時刻）  
1 0 : 0 0 おやつ  
1 1 : 3 0 昼食（お弁当）  
1 2 : 3 0 お昼寝  
1 5 : 0 0 おやつ  
1 8 : 1 5 保育終了（利用終了時刻）

- 3 病後児の保育は、各自の健康状態を十分に観察し、子の状態に応じた無理のない保育を行うこと。

## VI 連絡体制

本業務においては、以下のいずれかの地域にある本社、支社、支部、又は営業所が、NIESとの密な連絡体制を整備して業務を行うものとする。

茨城県南地域（石岡市、牛久市、かすみがうら市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、守谷市、龍ヶ崎市、阿見町）又は千葉県東葛地域（松戸市、柏市、流山市、我孫子市）

## VII 関係法令等

本業務においては、以下の関係法令等に準じた保育を行うものとする。

### 保育所関係法令等

保育所保育指針（平成 29 年 3 月 厚生労働省告示第 117 号）

認可外保育施設指導監督基準（（雇児発第 0121002 号）

「保育所における感染症対策ガイドライン」（令和 5 年 10 月 厚生労働省）

「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説」（日本小児科学会 予防接種・感染対策委員会 2012 年 9 月改訂版）

## VIII 資格審査

本業者は円滑に業務を履行する能力を証明するため、以下の書類を提出し、承認を受けなければならない。

- 1 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟が確認できる書類（加盟している場合）
- 2 上記の協会に加盟していない場合は同種の業務遂行能力を有することが確認できる書類

- ①登記簿謄本（3ヶ月以内に交付されたもの）
  - ②定款の写し
  - ③事業所内保育委託業務にかかる請負実績を証するもの（業務請負契約書の写し）
  - ⑤パンフレット等顧客向け案内資料（ベビーシッター料金体系を示すものを添付）
  - ⑥保育レポート又はこれに類するもの（業務記録）
  - ⑦予約・手配表又は予約受付簿等の予約状況とベビーシッターの手配状況が確認できるもの（直近1年間のもの）
- 3 ベビーシッターの就業規則を確認できる書類
- ①就業規則
- 4 賠償責任保険等への加入を確認できる書類  
証書の写し及び保険加入証明書（次の①及び②を満たすもの）
- ① ベビーシッター業にかかる経営者の賠償補償保険  
対人補償：1名2億円以上、1事故10億円以上  
対物補償：1事故1,000万円以上
  - ②ベビーシッター請負先乳幼児及びびにかかる傷害保険  
死亡・後遺障害保険金額：1口100万円以上  
入院保険金日額：1口1,500円以上  
通院保険金日額：1口1,000円以上
- 5 社内研修体制の完備を確認できる書類
- ①保育業務に関するマニュアル
  - ②保育の理論や実践等に関するマニュアル
  - ③安全管理や事故防止、事故発生時の対応等に関するマニュアル
  - ④自社研修に関する、年間計画表、研修カリキュラムなどの資料
- 6 官公庁等事業所内保育委託業務について直近5年間に3年以上の経験を有していることを証明する書類
- ① 契約実績表（直近5年間のもの）

## 別添資料

### 別添様式

- 様式1 登録カード
- 様式2 利用申請書・許可書
- 様式3 医師連絡票
- 様式4 保育カード投薬依頼票
- 様式5 投薬依頼票
- 様式6 利用者報告書
- 様式7 作業報告書

※様式は、年度途中にあっても随時変更することがある。

別添1 「国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援規程」（平成24年3月9日規程第6号）

別添2 「保育室利用のめやす」（令和7年4月）

RO年度 国立環境研究所一時預り保育室利用者登録カード

会員番号:Rx-0xx

※Excelファイルで提出して下さい。

提出年月日: 令和年月日

職員等	氏名		領域(センター、部)	
	職種		契約期間終了日(職員は記載不要)	令和年月日
	e-mail		内線番号	
	住所			
	携帯電話(必須)			
子	ふりがな		生年月日	年月日
	お名前		性別	
	家庭での呼び名		年(月) 齡	#VALUE!
	ふだんの保育		血液型	( )型 RH( )
	通園先または家庭での主な保育者			
	かかりつけの病院			
家族構成	職員等と子以外のご家族を記入して下さい。			
氏名	児童との関係	勤務(通学)先	昼間の連絡先	
お子さまの性格				
(任意)保育についての要望、気をつけてほしいこと等があるときはお書きください				

ふだんの生活				
起床時刻	( : )時頃	就寝時刻	( : )時頃	
好きな遊び	1			
	2			
	3			
好きなおもちゃ	1			
	2			
	3			
普段、誰とよく遊びますか？	1			
	2			
	3			
予防接種の受診の有無(受診有に✓)	<input type="checkbox"/> BCG <input type="checkbox"/> 五種混合 <input type="checkbox"/> 麻しん風しん混合 (MR) <input type="checkbox"/> 日本脳炎 <input type="checkbox"/> ロタウイルス <input type="checkbox"/> ヒブ <input type="checkbox"/> 小児用肺炎球菌 <input type="checkbox"/> B型肝炎 <input type="checkbox"/> 水痘 <input type="checkbox"/> おたふく <input type="checkbox"/> インフルエンザ			
健康状態	平熱	℃		
	食べ物アレルギー		種類( )	
	薬アレルギー		種類( )	
	その他のアレルギー		種類( )	
	ひきつけ			
	通院中の病気	病名( )		
	かかりやすい病気	病名( )		
	既往症	病名( )		
発達段階	出生時の体重	g		
	寝返りができた	か月頃	おすわりができた	か月頃
	ハイハイができた	か月頃	つかまり立ちができた	か月頃
	伝い歩きができた	か月頃	歩いた	か月頃

No. RX-0XX

承認処理欄

一時預り保育室利用申請書

申請日 令和 年 月 日

総務部 人事課長 殿

一時預り保育室の利用を申請いたします。

所属	部・研究センター名		契約期間終了日(職員は記載不要)	令和 年 月 日		
	課・室名					
氏名等	職員等	フリガナ	子	フリガナ	男・女	
		氏名		氏名		
		所内内線		年齢	才 ヶ月	
		緊急連絡先		(電話番号)	健康状態	健康
(氏名)	(間柄)		病後児	隔離が必要		
利用年月日(勤務時間)	( 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 )		利用時間	自	時 分	
				至	時 分	
利用理由	1 通常は保育所等に通所中の子であるが、病気又はけがの回復期にあり通所できないため					
	2 通常は保育所等に通所中の子であるが、休所日等保育所等の一時的な都合により、通所できないため					
	3 通常は家庭で保育されている健康な子であるが、日中主として保育を行っている保護者の風邪・けが・事故等の一時的かつ緊急な都合により、家庭での保育が一時的に困難になったため					
	4 その他( )					

(注)

- 規程第9条第2項に該当する場合は、事前に医師の許可を得て、「医師連絡票」を提出して下さい
- 申請内容に虚偽の内容があったと認められる場合は、その後の保育室の利用を制限する場合があります。

No. RX-0XX

一時預り保育室利用許可書

所属	部・研究センター名		契約期間終了日(職員は記載不要)	令和 年 月 日		
	課・室名					
氏名等	職員等	フリガナ	子	フリガナ	男・女	
		氏名		氏名		
		所内内線		年齢	才 ヶ月	
		緊急連絡先		(電話番号)	健康状態	健康
(氏名)	(間柄)		病後児	隔離が必要		
利用年月日	令和 年 月 日		利用時間	自	時 分	
				至	時 分	

(注)利用を中止、又は利用時間を変更しようとするときは、人事課一時預り保育室利用窓口(内線2764)に速やかに連絡して下さい。連絡なく利用を中止、又は利用時間を変更した場合は、その後の保育室の利用を制限する場合があります。

令和 年 月 日  
総務部 人事課長

## 医師連絡票

国立研究開発法人国立環境研究所（一時預り保育室利用窓口） 殿

病後児保育の利用について、以下の点について連絡します。

お子さんの氏名		
診断名		
症状 (○印)	発熱	下痢
	嘔吐	咳嗽
	喘鳴	発疹
	その他( )	
保育上の留意点 (○印)	1 他児から隔離して別室で保育する必要がある（感染防止への配慮）	
	2 普段どおりの集団保育でかまわない（治癒している）	
病後児保育を利用 する上で留意事項 があればお知らせ 下さい。		
令和 年 月 日		
医療機関 所在地		
名 称		
	診断医師名	印

投薬依頼書

利用許可書No

依頼年月日		令和 年 月 日
氏名	(子)	
	(保護者)	

保護者の責任において、以下により、保育中の投薬をお願いします。

診断名	
医療機関名	

【内服薬】投薬する薬の種類 計 ( )種類

1	薬の名称		投薬チェック欄
	種類	抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・その他 ( )	
	薬の型・色・数量	型 ( 粉・液・錠剤 ) ・色 ( ) ・ ( ) 個	
	投薬時間	食前・食間・食後・その他 ( )	時間 :
2	薬の名称		投薬チェック欄
	種類	抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・その他 ( )	
	薬の型・色・数量	型 ( 粉・液・錠剤 ) ・色 ( ) ・ ( ) 個	
	投薬時間	食前・食間・食後・その他 ( )	時間 :
3	薬の名称		投薬チェック欄
	種類	抗生物質・解熱剤・咳止め・下痢止め・その他 ( )	
	薬の型・色・数量	型 ( 粉・液・錠剤 ) ・色 ( ) ・ ( ) 個	
	投薬時間	食前・食間・食後・その他 ( )	時間 :
備考	投薬方法等の注意事項をご記入下さい。		

【外用薬】薬の種類 計 ( )種類

1	薬の名称		投薬チェック欄	
	種類	湿布薬・塗り薬・その他 ( )		
2	薬の名称		投薬チェック欄	
	種類	湿布薬・塗り薬・その他 ( )		
備考	与薬方法等の注意事項をご記入下さい。			

※本依頼書を印刷し、お預けの時に、薬と一緒に保育スタッフに手渡した上、投薬方法を口頭でご説明下さい。

※薬は1回分ずつに分けて下さい。

※投薬できるのは医師の処方薬のみです。市販薬はお預かりできません。おむつかぶれなど外用薬は保育スタッフにご相談下さい。

## 国立環境研究所一時預り保育室 保育カード

会員番号:

注) 保育カードは両面印刷し、オモテ面を記入して提出して下さい。ウラ面は保育スタッフが記入します。

両面印刷ができない場合は、片面印刷2枚でも構いません。

原本を保護者にお返しし、コピーを保育室で保管します。なお、個人情報の保護に十分な配慮を行います。

記載内容により保育しますので、利用当日のお子さまの状態を正確に漏れなくご記入ください。

	利用許可書No		利用年月日	令和 年 月 日	
子	ふりがな		年齢	才 ヶ月	
	お名前		性別	男・女	
	家庭での呼び名		最近2週間以内にかかった病気	病名( )	
職員等	氏名		本日の主な勤務場所		
	本日の連絡先1		本日の連絡先2		
お迎え(本人以外の場合のみ記入)	代理の方の氏名		子との関係		
	本日の連絡先1		本日の連絡先2		
(必須)緊急連絡先(本人またはお迎えの方以外)	緊急時に利用申請者(お迎えの方)と連絡がとれなかった場合にご連絡します。必ず連絡がつく番号を記入して下さい				
		電話番号	氏名	子との関係	
	第1連絡先				
	第2連絡先				
本日の朝の健康状態	朝の体温	℃	平熱	℃	
	朝食(食事量)	旺盛・ふつう・少ない・食べない	朝食(時刻)	時頃	
	献立(食べたもの)				
	ミルクの量	( )ml	ミルク(時刻)	時頃	
	今朝の起床時刻	時 分	昨夜の就寝時刻	時頃	
	朝の排便	あり・なし	便の状態	軟便・普通・硬い	
	体調	元気・ふつう・体調不良	ご機嫌	よい・普通・よくない	
	体調不良の症状	具体的にお書きください。			
お昼寝	普段のお昼寝時間	時頃 ~ 時頃	寝るときの癖(「背中をどんとんとすると寝つく」など 具体的にお書きください)		
保育スタッフへの依頼事項					
投薬依頼	あり・なし	お薬は1回ずつに分け、投薬依頼票を添えて保育スタッフに手渡しして下さい。			
1~3才児のみ	該当箇所に○をつけて下さい				
排泄	おしっこ		トレーニング中	ウンチ	後始末まで一人で行ける
			一人でできる		一人で行くが後始末はできない
			知らせるが一人でできない		知らせるが一人でできない
			オムツ使用		知らせない
0才児のみ					
ミルク(母乳)	1回の量	ml			
	回数	時間毎			
	母乳保育の希望	直接授乳・冷凍母乳			

月 日	氏名：	会員番号：
-----	-----	-------

(以下は保育スタッフが記入します)

時 間	今日の様子
8:30   10:00	
10:00   11:00	
11:00   12:00	
12:00   13:00	
13:00   14:00	
14:00   15:00	
15:00   16:00	
16:00   17:00	
17:00   18:15	

様式 2 (第 1 1 条関係)

確 認 欄

利 用 者 報 告 書 令和 年 月 日 ( 曜日 )

	所 属		氏 名		利用時間			
					許可された時間		実利用時間	
	部・研究領域	課・室	職員等	子	自	至	自	至
1					時	分	時	分
2					時	分	時	分
3					時	分	時	分
4					時	分	時	分
5					時	分	時	分
6					時	分	時	分
7					時	分	時	分
8					時	分	時	分

## 作業報告書

令和 年 月 日 曜日 天気( )

避難訓練	なし	あり	実施時間		: ~ :			
担当保育士	氏名	始業時間		終業時間	保育室	乳児室		
1		:		:				
2		:		:				
3		:		:				
4		:		:				
5		:		:				
保育児童	氏名	年齢	保育開始時間	保育終了時間	病後児	医師 連絡票	隔離	投薬
1		才 ヶ月	:	:				
2		才 ヶ月	:	:				
3		才 ヶ月	:	:				
4		才 ヶ月	:	:				
5		才 ヶ月	:	:				
利用人数		計 名	0歳児 名	1歳以上 名	病後児 名	健康児 名		
連絡事項	①利用窓口から							
	②●●から <small>(請負者決定後に記載)</small>							
	③保育室から							
の活動の様子 記録者氏名:				の活動の様子 記録者氏名:				
物品関係	補充依頼							
	受領							
紙オムツ	使用者名		枚数	枚	金額	円		
機器使用	洗濯機	UV殺菌灯	空調	加湿	ポットコンセント			
消毒	乳児室	保育室	キッチン	トイレ	おもちゃ			

## 国立研究開発法人国立環境研究所一時預り保育支援規程

平成 24 年 3 月 9 日 平 23 規程第 6 号

平成 25 年 6 月 10 日 一部改正

平成 26 年 1 月 10 日 一部改正

平成 26 年 3 月 7 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 28 年 3 月 31 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が男女共同参画及び次世代育成の観点から、職員等の業務と家族責任との両立を支援する職場環境整備の一環として行う一時預り保育支援に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員等 国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 1 8 規程第 2 号。以下「職員就業規則」という。）、国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平 1 8 規程第 3 号）及び国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 1 8 規程第 4 号）の適用を受ける者、日本学術振興会特別研究員制度に採用され本部に受け入れられた者並びに 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づいて研究所に派遣される派遣労働者をいう。
- 二 乳幼児 生後 3 ヶ月から満 6 才に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの子をいう。
- 三 子 職員等が養育する乳幼児をいう。
- 四 病後児 通常は保育所等に通所中の子であって、病気又はけがの回復期にあるため、一時的に通所できなくなっているものをいう。
- 五 一時預り保育 通常は保育所等に通所中の子について、休所日である等の保育所等の一時的な都合若しくは病後児であること等により一時的に通所できなくなっているとき、又は、通常は家庭で保育されている健康な子について、日中主として保育を行っている保護者が風邪、けが、事故などの一時的かつ緊急な都合により家庭での保育が一時的に困難となったときに、研究所がその子を預かって保育を行うことをいう。

## 第 2 章 保育室

(保育室を設置する事務所)

第 3 条 研究所は、本部に保育室を設置する。

(保育室の構造等)

**第4条** 保育室の構造設備及び面積は、認可外保育施設指導監督基準（雇児発第1225009号）に準拠するものとする。

(運営及び管理責任者等)

**第5条** 研究所は、保育を必要とする日に保育室を開設する。

2 研究所は、保育室開設日の業務を公益社団法人全国保育サービス協会に加入している者又は同等の業務遂行能力を有する者（以下「委託業者」という。）に委託する。

3 保育室は、総務部人事課長（以下「管理責任者」という。）が管理監督するものとする。

(利用目的)

**第6条** 研究所は、保育室を一時預り保育のために用いるものとする。

2 前項の規定に関わらず、研究所は、保育室を開設しない日であっても、保育以外の利用目的で保育室を利用することができる。

(定員)

**第7条** 保育室に預かる子の定員は、概ね4名程度とする。ただし、病後児は、隔離保育が必要な場合があるため、管理責任者が開設日毎に利用可能な人数を決めることができる。

(利用時間等)

**第8条** 保育室を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

一 保育室を利用できる日は、職員就業規則第22条に規定する所定休日（以下「休日」という。）を除く日とする。

二 保育室を利用できる時間は、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(利用申請)

**第9条** 保育室に子を預けることを希望する職員等は、保育室利用申請書（別紙様式1）により、管理責任者に保育室の利用を申請しなければならない。

2 前項の申請者は、子が病後児であるとき又は通常は家庭で保育されている子であって病後であることなどにより健康でないおそれがあるものであるときは、事前に保育室利用についての医師の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得たときは、第1項の申請書に、管理責任者が別に定める様式による報告書を添付しなければならない。

4 第1項の申請は、原則として、利用しようとする日の前日（休日を除く）の午後2時までにを行うものとする。

(利用者の決定等)

**第10条** 管理責任者は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、申請内容を確認し、保育室の利用が必要と認めるときは、利用を許可するものとする。ただし、保育室の定員を超える場合は許可しないことができるものとし、定員に達していない場合でも子の年齢構成、健康状態等により利用可能人数を制限することができるものとする。

- 2 管理責任者は、前項の許可をしたときは、保育室利用許可書（別紙様式1）を申請者に交付するものとする。

（利用）

**第 11 条** 前条第 1 項の許可を得た者（以下「利用者」という。）は、許可された利用開始及び終了時刻までに子を送迎しなければならない。

- 2 利用者は、送迎時に保育室に置く「利用者報告書」（別紙様式 2）に実利用時間を記入するものとする。
- 3 管理責任者は、利用者の申告又は委託業者からの報告により、子の健康状態に異常があり、他の子の健康に影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、その子の保育室の利用を中止させることができる。
- 4 利用者は、管理責任者から、保育中の子に体調の変化等、保育を中止せざるを得ない状態が生じた旨の連絡があったときは、速やかに子を迎えに来なければならない。利用者がそれに対応できなかったときは、管理責任者はその後の保育室の利用を制限することができる。
- 5 管理責任者は、第 9 条第 1 項の申請に虚偽の内容があったと認めるときは、その後の保育室の利用を制限することができる。
- 6 利用者は、利用を中止し、又は許可された利用時間を変更しようとするときは、管理責任者に速やかに連絡しなければならない。利用者が連絡なく、利用を中止し又は利用時間変更を行った場合は、管理責任者はその後の保育所の利用を制限することができる。
- 7 研究所は、利用者の都合による利用中止又は利用時間変更のため発生した費用について、利用者に全額負担させるものとする。ただし、子が急に高熱を出すなど、保育室の利用を途中で取り止めることがやむをえないと認められる場合は、費用負担を免除することができる。
- 8 利用者は、保育室を利用した子が感染症に罹患したことが判明したときは、管理責任者及び保育従事者（委託業者が派遣した保育の担当者をいう。以下同じ。）に速やかに連絡するものとする。利用者が連絡を怠った場合、管理責任者は、その後の保育所の利用を制限することができる。
- 9 管理責任者及び保育従事者は、前項の連絡があったときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（疾病等）

**第 12 条** 保育従事者は、一時預りしている子が、38 度を超える熱を出したとき又は子の様子がおかしいときは、利用者及び管理責任者に速やかに連絡するものとする。

- 2 保育従事者は、一時預りしている子が負傷したときは、利用者及び管理責任者に速やかに連絡し、管理責任者の指示を受けるものとする。

（委託業者の義務）

**第 13 条** 委託業者は、開設日に保育従事者を派遣し、保育室の運営に当たるものとする。

- 2 保育従事者は、利用者報告書（別紙様式 2）を開設日に管理責任者へ提出するものとする。
- 3 委託業者は、保育従事者の過失により一時預りした子を負傷又は発病させたときは、そ

の子を養育する職員等に補償費を支払わなければならない。

- 4 委託業者は、事故又は施設設備の破損等（保育従事者の過失によるものを除く。）により一時預りした子が負傷又は発病したことから紛争が発生したときは、その解決のために誠意をもってその子を養育する職員等と協議する。

（その他）

- 第14条 管理責任者は、保育室の利用に関し、必要と認める事項を別に定めることができる。

### 第3章 ベビーシッター利用補助

（利用条件等）

- 第15条 職員等は、子を一時的に預けなければ業務に就くことが難しいと認められる場合に、研究所が利用契約を締結した（派遣契約を締結した）業者から派遣されるベビーシッターを利用することができる。
- 2 研究所が前項の契約を締結する業者は公益社団法人全国保育サービス協会に加入している者又は同等の業務遂行能力を有する者とする。

（その他）

- 第16条 管理責任者は、ベビーシッター利用補助に関し、必要と認める事項を別に定めることができる。

### 附 則

この規程は、平成24年3月9日から施行する。

#### 改正附則（平成25年6月10日）

- 第1条 この規程は、平成25年6月10日から施行する。

#### 改正附則（平成26年1月10日）

- 第1条 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

#### 改正附則（平成26年3月7日）

- 第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 改正附則（平成27年3月13日）

- 第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 改正附則（平成28年3月31日）

- 第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 改正附則（令和2年3月16日）

- 第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 保育室利用のめやす

## 1 利用日当日の状態クリアすべき条件

病後児保育の場合、保育する子の健康状態が以下の項目を全て満たしていることを保育室利用の第一条件とします。

- ① 診断名 今回の症状で医療機関を受診しており診断が明確である。
- ② 体温 38℃以上の発熱がみられない。
- ③ 食欲 通常の半分程度の経口摂取ができ、水分摂取が可能である。
- ④ 消化器症状 腹痛がなく嘔吐が消失し、下痢があっても軽度である。

\*休園・学級閉鎖時のお預かりは病後児室でのお預かりとなります。

なお、新型コロナウイルスによる休園・学級閉鎖時のお預かりは不可となります。

\*予防接種後の受入れは不可となります。

\*同居のご家族が体調不良の場合は、本人が健康でも病後児室での受入れとなります。

## 2 保育中止のめやす

保育する子の健康状態に、以下のいずれかの症状がみられるときは保育を中止します。

- ・ 38℃以上の高熱が続いている
- ・ 喘鳴・咳嗽がひどく、息苦しそう
- ・ 嘔吐
- ・ 水様便
- ・ 下痢のために脱水症状の兆候が見られる
- ・ 活気がなく、ぐったりしている
- ・ 食欲がなく経口摂取がほとんどできない

## 3 病後児保育のめやす

## (1) 感染症

該当する場合は、必ず医師連絡票または治癒証明書を提出して下さい。

本保育室においては、別表1「学校感染症の種類」による感染症のうち、以下の感染症について、感染のおそれがなく回復期にあって、医師の診断により病後児保育の許可を得ているときは、原則として隔離保育により保育を行うこととしています。

隔離保育においては、当該児を別室に隔離し、他の子の健康に影響をおよぼすおそれがないよう、十分な感染症対策を施して保育を行います。

病名	病後児保育利用のめやす
インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱後2日を経過している
新型コロナウイルス	発症後5日を経過かつ症状が軽快後1日を経過している。無症状の場合は検体採取日を0日として5日を経過

病 名	病後児保育利用のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過している
風疹（3日はしか）	解熱し、発疹が消失している（発疹出現後3日程度、色素沈着はかまわない）
水 痘	全ての発疹が痂皮化している（発疹出現から7日前後）
おたふくかぜ	耳下腺等の膨張が発現後5日を経過かつ全身状態が良好
発 疹	突発性湿疹は診断がついていれば、解熱していれば可能 その他は病名ごとのめやすで
ヘルパンギーナ	解熱して普段の食事が摂取可能である
手足口病	解熱して普段の食事が摂取可能である
ウイルス性嘔吐下痢症	解熱して嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂取可能である
咽頭結膜熱（プール熱）	解熱後2日を経過し、眼脂・流涙がほぼ消失している
流行性角結膜炎（はやり目）	眼脂・流涙などの症状がほぼ消失している（通常発症から2～3週間位）
急性出血性結膜炎	眼脂・流涙がほぼ消失している
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過していること <38.0℃であること
とびひ	発熱がなく、一般状態が悪くない場合
百日咳	特有な咳が消失していること または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
第1種に区分される感染症	治癒していること
その他の感染症	医師の診断により、感染のおそれがないこと

## (2) 外科的疾患

保育所等に通所できないが、医師の診断により利用の許可が得られるときは病後児保育を行います。

## (3) 上記以外の体調不良

3-(1)の感染症の他、37.5℃以上の発熱が長時間続いている、または普段と体調が顕著に異なる場合（咳・鼻水・のどの痛み・倦怠感・嘔吐・下痢・湿疹・水泡等）は、必ず医療機関を受診し、学校感染症と診断された場合は、「医師連絡票」を提出して下さい。それ以外の診断については、保護者自身の記載による「届出書（保護者記入）」の提出でも代替できるものとします。

また、通常の保育園等に通園可能な健康状態ではあるものの、通園することによりお子さまの体調悪化が懸念される場合、定員に余裕があるときはお預かりします。ご希望の方は、利用窓口までご相談下さい。

別表1 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条関係）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 <b>SARS</b> コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 <b>MERS</b> ウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定するもの。）。 *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

1. 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、ウイルス性胃腸炎

2. 通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

届出書（保護者記入）

国立研究開発法人国立環境研究所（一時預り保育室利用窓口） 殿

（医療機関名）\_\_\_\_\_（ 年 月 日受  
診）において病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので一時  
預り保育室の利用を申請いたします。

お子さんの氏名：

診断名：

年 月 日

保護者氏名

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症状	診断	治療方法	予防方法	感染期間	登園のめやす	保育所において留意すべき事項
麻疹(はしか)	麻疹ウイルス	8日～12日	空気感染、飛沫感染、接触感染	①カタル期：38℃前後の高熱、咳、鼻汁、結膜充血、目やにがみられる。熱が一時下がる頃、コプリック斑と呼ばれる小斑点が頬粘膜に出現する。感染力はこの時期が最も強い。 ②発しん期：一時下降した熱が再び高くなり、耳後部から発しんが現れて下方に広がる。発しんは赤みが強く、少し盛り上がっている。融合傾向があるが、健康皮膚面を残す。 ③回復期：解熱し、発しんは出現した順に色素沈着を残して消退する。 ＜合併症＞中耳炎、肺炎、熱性けいれん、脳炎	臨床的診断誤、抗体検査を行う。更に診断確定のため、保健所を通してウイルス遺伝検査等を行う。	対症療法	麻疹風しん混合ワクチン(定期接種)／緊急接種)、麻疹弱毒性ワクチン。1歳になったらなるべく早く原則として麻疹風しん混合ワクチンを接種する。小学校就学前の1年間に2回目の麻疹風しんワクチン接種を行う。	発熱出現1～2日前から発しん出現後の4日間	発熱した後3日を経過するまで(病状により感染力が強いと認められたときは長期に及ぶこともある)	・入園前の健康状況調査において、麻疹ワクチン接種歴、麻疹既往歴を母子手帳で確認し、1歳以上の未接種、未罹患児にはワクチン接種を勧奨する。入園後にワクチン接種状況を再度確認し、未接種であれば、ワクチン接種を勧奨する。 ・麻疹の感染力は非常に強く1人でも発症したら、すぐに入所児童の予防接種歴、罹患歴を確認し、ワクチン未接種で、未罹患児には、主治医と相談するよう指導する。 ・接触後72時間以内にワクチンを接種することで発症の予防、症状の軽減が期待できる。(緊急接種)。 対象は6ヶ月以上の子ども。 ・接触後4日以上経過し、6日以内であれば、筋注用ガンマグロブリン投与で発症予防する方法もある。 ・児童福祉施設等における麻疹対策については、「学校における麻疹対策ガイドライン」(国立感染症研究所感染症情報センター作成)を参考にする。 ( <a href="http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/guideline/sc_hool_200803.pdf">http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/guideline/sc_hool_200803.pdf</a> )

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症 状	診 断	治療方法	予防方法	感染期間	登園の めやす	保育所において留意すべき事項
風疹(三日ばしか)	風しんウイルス	16～18日 (通常14～23日)	飛沫感染、 接触感染	発熱、発しん、リンパ節腫張。発熱の程度は一般に軽い。発しんは淡紅色の斑状丘疹で、顔面から始まり、頭部、体幹、四肢へと拡がり、約3日で消える。リンパ節腫張は、有痛性で頸部、耳介後部、後頭部に出現する。＜合併症＞関節炎、まれに血小板減少性紫斑病、脳炎を合併する。	臨床的診断、ウイルス分離、血清学的診断	対症療法	麻しん風しん混合ワクチン(定期接種)、麻しん弱毒生ワクチン(定期接種) 1歳になったなるべく早く原則として、麻しん風しん混合ワクチンを接種する。小学校就学前の1年間に2回目の麻しん風しん混合ワクチンの接種を行う。	発しん出現前7日から発しん出現後7日間まで(ただし解熱すると急速に感染力は低下する)	発しんが消失するまで	・妊娠前半期の妊婦が風しんにかかると、白内障、先天性心疾患、難聴等の先天異常の子どもが生まれる(先天性風しん症候群)可能性があるため、1人でも発生した場合は、送迎時に注意を促す。 ・保育所職員は、感染リスクが高いのであらかじめワクチンで免疫をつけておく。 ・平常時から麻しん風しん混合ワクチンを受けているが確認し、入所児童のワクチン接種率を上げておく。
水疱(みずぼうそう)	水痘・帯状疱疹ウイルス	14～16日 (10～21日)	空気感染、 飛沫感染、 接触感染	発しんは体幹から全身に、頭髪部や口腔内にも出現する。紅斑から丘疹、水疱、痂皮の順に変化する。種々の段階の発しんが同時に混在する。発しんはかゆみが強い。 ＜合併症＞皮膚の細菌感染症、肺炎	臨床的診断、水疱中の水痘、帯状疱疹ウイルス抗原の検出、血清学的診断	アシクロビル等の抗ウイルス薬の内服	水痘弱毒生ワクチン(任意接種/緊急接種)	発しんが出現する1～2日前から全ての発しんが痂皮化するまで	全ての発しんが痂皮化するまで	・水痘の感染力は極めて強く集団感染をおこす。 ・免疫力が低下している児では重症化する。 ・接触後72時間以内にワクチンを接種することで発症の予防、症状の軽減が期待できる。(緊急接種)。 ・妊婦の感染により、先天性水痘症候群という先天異常や分娩5日前～分娩2日後に母親が水痘を発症した場合、生まれた新生児は重症水痘で死亡するこ とがある。

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症 状	診 断	治療方法	予防方法	感染期間	登園の めやす	保育所において留意すべき事項
流行性 耳下腺 炎(ムン プス、お たふくか ぜ)	ムンプス ウイルス	16～18日 (12～25 日)	飛沫感染、 接触感染	発熱、片側ないし両 側の唾液腺の疼痛 性腫脹(耳下腺が最 も多いが顎下腺もあ る)耳下腺腫脹は一 般に発症3日目頃が 最大となり6～10日 で消える。乳児や年 少児では感染しても 症状が現れないこと がある。	臨床的診断、 ウイルス分 離、血清学的 診断	対症療法	おたふくかぜ 弱毒生ワク チン(任意接 種)	ウイルスは 耳下腺腫脹 前7日から 腫脹後9日 まで唾液か ら検出。耳 下腺の腫脹 前3日から 腫脹出現後 4日間は感 染力が強 い。	耳下腺、顎 下腺、舌下 腺の腫脹が 出現してか ら5日を経過 するまで、か つ全身状態 が良好にな るまで	・集団発生を起こす。好発年齢は2～7歳 ・合併症として、無菌性髄膜炎、難聴(過多が和製が多 いが時に両側性)、急性脳炎を起こすことがある。
インフル エンザ	インフル エンザウ イルス A/H1N1 亜型、 AH3N2亜 型、B型	1～4日(平 均2日)	飛沫感染、 接触感染	突然の高熱が出現 し、3～4日続く。全 身症状(全身倦怠 感、関節痛、筋肉 痛、頭痛)を伴う。呼 吸器症状(咽頭痛、 鼻汁、咳嗽(かがいそ う)) 約1週間の経過で軽 快する。 ＜合併症＞肺炎、 中耳炎、熱性けいれ ん、脳症	ウイルス臨 床的診断、 ウイルス抗 原の検出、 ウイルス分 離、血清学 的診断	発症後48 時間以内 に抗ウイ ルス薬(オ セルタミ ビル等)の 服用・吸入 を開始す れば、発 症の軽減 と罹病期 間の短縮 が期待で きる。(対 象は1歳以 上)	インフルエン ザワクチン (任意接種) インフルエン シンスン前 に毎年接種 する。6か月 以上13歳未 満は2回接 種ワクチンに よる抗体上 昇は、接種 後2週間から 5か月まで持 続する。ワク チンを接種し たからといっ てインフルエ ンザに罹患 しないとい うことはない。 乳幼児の場 合は、成人と 比較してワク チンの効果 は低い。	症状が有る 期間(発症 前24時間か ら発症後3 日程度まで が最も感染 力が強い)	発症した後5 日を経過し、 かつ解熱し た後2日を 経過するま で(幼児に あつては、3 日を経過す るまで)	・日本では毎年冬期(12月上旬～翌年3月頃)に流行 する。 ・飛沫感染対策として、流行期間中は可能なものは 全員が咳チエックに努める。特に職員は厳守。 ・接触感染対策としての手洗いの励行を指導する。 ・消毒は発症者が直接触り、唾液や痰などの体液が 付着しているものを中心に行う。 ・加湿器等を用いて室内の湿度・温度を園児達が過 ごしやすい環境に保つ。 ・送迎者が罹患している時は、送迎を控えてもらう。 どうしても送迎せざるを得ない場合は、必ずマスクを 着用してもらう。 ・咽頭拭い液や鼻汁からウイルス抗原を検出する (ただし発熱出現後半日以上経過しないと正しく判定 できないことが多い)。 ・抗ウイルス薬を服用した場合、解熱は早いのがウイ ルスの排泄は続く。 ・対症療法として用いる解熱剤は、アセトアミノフェン を使用する。 ・抗ウイルス薬の服用に際しては、服用後の見守りを 丁寧に行う。

感染症名	咽頭結膜熱 (プール熱)	病原体	アデノウイルス (3、4、7、11型)	潜伏期間	2～14日	感染経路	飛沫感染、接触感染、プールでの目の結膜からの感染もある	症 状	39℃前後の発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛)、頭痛、食欲不振が3～7日続く。眼症状として結膜炎(結膜充血)、涙が多くなる、まぶしが、眼脂	診 断	臨床診断、迅速診断キット(アデノウイルス抗原)	治療方法	対症療法	予防方法	ワクチン無し	感染期間	咽頭から2週間、糞便から数週間排泄される。(急性期の最初の数日が最も感染性あり)	登園のめやす	主な症状(発熱、咽頭発赤、眼の充血)が消失してから2日を経過するまで	保育所において留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生は年間を通じてあるが、夏季に流行がみられる。</li> <li>手袋や手洗い等の接触感染予防、タオルの共用は避ける。</li> <li>プールの塩素消毒とおしりの洗浄</li> <li>プールでのみ感染するものではないが、状況によってはプールを一時的に閉鎖する。</li> <li>感染者は気道、糞便、結膜等からウイルスを排泄している。おむつの取り扱いに注意(治った後も便の中にウイルスが30日間程度排出される)</li> <li>職員の手を介して感染が広がらないように、特にオムツ交換後の流水・石けんによる手洗いは厳重に行う。</li> </ul>
百日咳	百日咳菌			7～10日 (5～12日)		鼻咽頭や気道からの分泌物による飛沫感染、接触感染	感冒様症状からはじまる。次第に咳が強くなり、1～2週で特有な咳発作になる(コンコンと咳き込んだ後にヒューという音を吹くような音を立て息を吸う)。咳は夜間に悪化する。合併症がない限り、発熱は少なく合併症、脳症	臨床診断確定のため血液での抗体検査は特にワクチン接種者の場合、評価が難しい	除菌にはマクロライド系抗生薬(エリスロマイシン14日間)	DPTワクチン(定期接種)生後3か月になったらDPTワクチンを開始する。2012年11月1日以降は、DPT-不活化ポリオ(IPV)4種混合ワクチンが定期接種として使用開始。発症者の家族や濃厚接触者にはエリスロマイシンの予防投与をすすめる場合もある。	感染力は感染初期(咳が出現してから2週間以内)が最も強い。抗生薬を投与しないと約3週間排菌が続く。抗生薬治療開始後7日で感染力はなくなる。	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>咳が出ている子にはマスクの着用を促す。</li> <li>生後6か月以内、特に早産児とワクチン未接種者の百日咳は合併症の発現率や致死率が高いので特に注意する。</li> <li>成人の長引く咳の一部が百日咳である。小児のよくな特徴的な咳発作がないので注意する。</li> <li>乳児期早期では典型的な症状は出現せず、無呼吸発作からちあの一ぜ、けいれん、呼吸停止となることがある。</li> </ul>								

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症 状	診 断	治療方法	予防方法	感染期間	登園の めやす	保育所において留意すべき事項
結核	結核菌 (Mycobacterium tuberculosis)	2年以内、特に6ヶ月以内に多い。 初期結核後、数年後に症状が出現することもある。	空気感染、飛沫感染、経口、接触、経胎盤感染もある。感染源は、喀痰(かくたん)の塗抹(とま)つ検査で結核菌陽性の肺結核患者	初期結核、粟粒結核、二次性肺結核、結核性髄膜炎 乳幼児では、重症結核の粟粒結核、結核性髄膜炎になる可能性がある。 粟粒結核：リンパ節などの病変が進行して菌が血液を介して散布されると、感染は全身に及び、肺では粟粒様の多数の小病変が生じる。症状は、発熱、咳、呼吸困難、チアノーゼなど。 結核性髄膜炎：結核菌が血行性に脳・脊髄を覆う髄膜に到着して発病する最重症型。高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、痙攣、死亡例もある。後遺症の恐れもある。	喀痰(あるいは胃液)の塗抹、培養検査、ツベルクリン反応、インターフェロニン放出試験(クオンティフェロン検査)	抗結核薬	BCGワクチン	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染のおそれなくなつたと認められるまで(異なった日の検査の塗抹検査の結果が3回陰性となるまで)	・成人結核患者(家人が多い)から感染する場合が大半である。 ・1人でも発生したら保健所、嘱託医等と協議する。 ・排菌がなければ集団生活を制限する必要はない。

感染症名	腸管出血性大腸菌感染症	病原体	腸管出血性大腸菌(ベロ毒素を産生する大腸菌) O157、O26等	潜伏期間	3～4日(1～8日)	感染経路	経口感染、接触感染、生肉(特に牛肉)、生水、牛乳、野菜等を介して経口感染する。患者や保菌者の便からの二次感染もある。	症 状	激しい腹痛、頻回の水様便、さらに血便。発熱は軽度。＜合併症＞溶血清尿毒症候群、脳症(3歳以下での発症が多い。)	診 断	便培養	治療方法	脱水の治療(水分補給・補液)、抗菌薬療法(慎重に利用)	予防方法	食品の十分な加熱、手洗いの徹底	感染期間	便中に菌が排泄されている間	登園のめやす	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の排便によっても菌陰性が確認されたもの	保育所において留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生的な食材の取扱いと十分な加熱処理</li> <li>接触感染対策として、手洗いの励行</li> <li>プールで集団発生が起こることがある。低年齢児の簡易プールには十分注意する(塩素消毒基準を厳守する)。</li> <li>乳幼児では重症化しやすい。</li> <li>患者発生時には速やかに保健所に届け、保健所の指示に従い消毒を徹底する。</li> <li>乏尿や出血傾向、意識障害は、溶血性尿毒症候群の合併を示唆するので、速やかに医療機関を受診する。</li> </ul>
流行性角結膜炎(はやり目)	アデノウイルス8、19、37型	2～14日	接触感染、飛沫感染(流涙や眼脂で汚染された指やタオルから接触感染することが多い)	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節の腫張と圧痛を認める。角膜に傷が残ると、後遺症として視力障害を残す可能性がある。	迅速抗原検査 ウイルス分離	対症療法	ワケチンはない	発症後2週間	医師において感染の恐れが無いと認められるまで(結膜炎の症状が消失してから)	医師において感染の恐れが無いと認められるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団発生することがある。</li> <li>手洗い施行、洗面具やタオルの共用禁止</li> <li>ウイルスは1ヶ月ほど排泄されるので、登園してから手洗いを励行する。</li> </ul>										
急性出血性結膜炎	エンテロウイルス	1～3日	飛沫感染、接触感染、経口(糞口)感染	急性結膜炎で結膜出血が特徴	臨床診断	対症療法	眼脂、分泌物にふれな	ウイルス排出は呼吸器から1～2週間、便からは数週間から数ヶ月	医師において感染の恐れが無いと認められるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面具やタオルの共用を避ける</li> <li>ウイルスは1ヶ月程度、便中に排出されるので登園しても手洗いを励行する。</li> </ul>											

感染症名	帯状疱疹	病原体	神経節に潜伏していた水痘・帯状疱疹ウイルスの再活性化による。	潜伏期間	不定	感染経路	接触感染 水疱が形成される間は感染力が強い	症 状	小水疱が肋骨神経にそった形で片側性に現れる。正中を超えない。 神経痛、刺激痛を訴える。小児では掻痒(そうよう)を訴える場合が多い。 小児期に帯状疱疹になった子は、胎児期や1歳未満の低年齢での水疱罹患例が多い。	診 断	臨床的診断	治療方法	抗ウイルス薬(アシクロビル等)	予防方法	細胞性免疫を高める作用有り(水痘ワクチン) 帯状疱疹の予防は、降下作用に含まれていないため現在臨床治験中	感染期間	すべての発疹が痂皮化するまで	登園のめやす	すべての発疹が痂皮化するまで	保育所において留意すべき事項	・水痘に対して免疫のない児が帯状疱疹の患者に接触すると、水痘を発症する。 ・保育所職員は発疹がすべて痂皮化するまで保育を控える。
溶連菌感染症	A群溶血性レンサ球菌			2～5日 膿痂疹(とびひ)では7～10日	飛沫感染、接触感染	上気道感染では突然の発熱、咽頭痛を伴う。ときに掻痒(そうよう)感のある粟粒(ぞくりゅう)大の発疹(ぞん)が出現する。感染後数週間にリウマチ熱や急性糸球体腎炎を合併することがある。	抗原の検出、細菌培養、血清学的診断	抗菌薬の内服(ペニシリン10日間)症状が治まっても決められた期間抗菌薬を飲み続ける。	発病していないヒトに予防的に抗菌薬を内服させることは推奨されない。	抗菌薬内服が後24時間経過後で	抗菌薬内服後24～48時間経過後に起こるだけで、治療の継続は必要	・乳幼児では、咽頭に特異的な変化を認めることは少ない。 ・膿痂疹は水疱から始まり、膿疱、痂皮へとすすむ。子供に多く見られる買成人に感染することもある。									

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症 状	診 断	治療方法	予防方法	感染期間	登園の めやす	保育所において留意すべき事項
感染性 胃腸炎 (ロタ ウイルス 感染 症、ノロ ウイルス 感染症)	ロタウイ ルス、ノ ロウイ ルス、ア デノ ウイルス 等	ロタウイ ルスは1 ～3日、 ノロ ウイルス は12～ 48時間 後	経口(糞 口)感染 、接触感 染、食品 媒介感 染、吐物 の感染力 は高く、 乾燥し たエアロ ゾル化し た吐物か ら空気感 染もある	嘔気、嘔 吐、下痢 (乳幼児は 、黄色よ り白色調 であるこ とが多い) 発熱、合 併症とし て、脱水 、けいれ ん、脳症 、肝炎	ロタウイ ルスは便 の迅速抗 体検査、 ノロウイ ルスは迅 速抗原検 査、遺伝 子検査	対症療法 脱水に対 する治療 (水分・電 解質の補 給)、制吐 剤、整腸 剤	ロタウイ ルスに対 しては、 ワクチン がある。	症状の有 る時期が 主なウイ ルス排泄 期間	嘔吐・下 痢等の症 状が治ま り、普段 の食事が できるこ と	・冬に流行する小児の胃腸炎はほとんどがウイルス性である。 ・ロタウイルスは3歳未満の乳幼児が中心で、ノロウイルスはすべての年齢層で患者がみられる。 ・ウイルス量が少量でも感染するので、集団発生に注意する。 ・症状が消失した後もウイルスの排泄は2～3週間ほど続くので、便とおむつの取扱に注意する。 ・ノロウイルス感染症では嘔吐物にもウイルスが含まれる。嘔吐物の適切な処理が重要である。 ・食器等は、熱湯(1分以上)や0.05-0.1%次亜塩素酸ナトリウムを用いて洗浄 ・食品は85度、1分以上の加熱が有効
RSウイ ルス感 染症	RSウイ ルス	4～6日(2 ～8日)	飛沫感染 、接触感 染、環境 表面でか なり長い 時間生存 できる。	発熱、鼻 汁、咳嗽 (がいが いそう)、 喘鳴(げ いめい)、 呼吸困難 <合併症 >乳児期 早期では 細気管支 炎、肺炎 入院が必 要となる 場合が多 い。  生涯にわ たつた感 染と発症 を繰り返 す感 染症であ るが、特 に乳児期 の初感染 では呼吸 状態の悪 化によっ て重症化 するこ とが少な くない。	抗原迅速 診断キ ット 鼻汁中か らRS Sウイ ルス抗 原の検 出	対症療法 重症例に は酸素投 与、補液 、呼吸管 理	ハイリス クウイルス にはRS S対症 療法。重 症例には 酸素投 与、補液 、呼吸管 理	通常3～8 日間(乳 児では3 ～4週)	重篤な呼 吸器症 状が消 失し全 身状 態が良 いと	・毎年冬期に流行する。9月頃から流行し、初春まで続くと考えられてきたが、近年では夏季より流行が始まるようになってきている。 ・非常に感染力が強く、施設内感染に注意が必要。 ・生後6か月未満の児は重症化しやすい。 ・ハイリスウイルス(早産児、先天性心疾患、慢性肺疾患を有する児)では重症化する。 ・一度の感染では終生免疫を獲得できず、再感染する。 ・年長児や成人の感染者は、症状は軽くても感染源となりうる。保育所職員もかぜ症状のある場合には、分泌物の処理に気を付け、手洗いをこまめに行う。 ・特に0・1歳児クラスでは、発症した園児から感染した職員が、自分が感染しているとの自覚がないまま他の園児に感染を広げてしまう可能性が高いと考えられるため、園内で患者が発生している場合は0歳児クラス、1歳児クラスの職員は勤務時間中はマスクの装着を厳守して咳エチケットに務め、手洗い等の手指衛生を徹底する。

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症状	診断	治療方法	予防方法	感染期間	登園のめやす	保育所において留意すべき事項
A型肝炎	A型肝炎ウイルス	15～50日 (平均28日)	糞口感染(家族・室内)、食品媒介感染(生の貝類等)	急激な発熱、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐ではじまる。数日後に解熱するが、3～4日後に黄疸が出現する。 完全に治癒するまでには1～2ヶ月を要することが多い	IgM型HAV抗体の検出	対症療法	型肝炎ワクチン(16歳以上)濃厚接触者には免疫グロブリンやワクチンを予防的に投与	発症1～2週間前が最も排泄量が多い。	肝機能が正常であること	・集団発生しやすい ・低年齢の乳幼児では不顕性感染のまま糞便中にウイルスを排泄していることが多い。 ・黄疸発言後1週間を過ぎれば感染性は低下する。
マイコプラズマ肺炎	肺炎マイコプラズマ	2～3週間 (1～4週間)	飛沫感染 症状がピークだが、細菌は数週間から数ヶ月持続する	咳、発熱、頭痛などの風邪症状がゆつくりと進行し、特に咳が徐々に激しくなる。しつこい咳が3～4週間持続する場合もある。 中耳炎、鼓膜炎、発疹を伴うこともあり、重症例では呼吸困難になることもある。	血清学的診断 マイコプラズマ特異的IgM抗体の検出等	抗菌薬療法。幼児にはマクロライド系が第1選択であるが、近年マクロライド系抗菌薬のマイコプラズマが増加。	ワクチンはない	臨床症状発現後4～6週間続く	発熱や激しい咳が治まると。 (症状が改善し全身状態が良い)	・肺炎は、学童期、青年期に多いが、乳幼児では典型的な経過をとらない。

感染症名	手足口病	病原体	エンテロウイルス71型、コクサッキーウイルスA16型、A10型等	潜伏期間	3～6日	感染経路	飛沫感染、糞口感染(経口)、接触感染	症 状	水疱性の発しんが口腔粘膜及び四肢末端(手掌、足底、足背)に現れる。水疱は痂皮形成せず治癒する場合が多い。発熱は軽度である。口内炎がひどくて、食事がとれないことがある。	診 断	臨床的診断	治療方法	対症療法	予防方法	ワクチンはない	感染期間	唾液へのウイルスへの排泄は通常1週間未満、糞便への排泄は発症から数週間持続する。	登園のめやす	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること 流行の阻止を狙っての登園停止はウイルスの排出期間も長く、現実的ではない。	保育所において留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季(7月がピーク)に流行する。</li> <li>・回復後もウイルスは呼吸器から1～2週間、糞便から2～4週間にわたって排泄されるので、おむつ等の排泄物の取り扱いに注意する。</li> <li>・遊具は個人別に注意する。</li> <li>・手洗いを励行する。</li> <li>・エンテロウイルスは無菌性髄膜炎の原因の90%を占め、稀に脳炎を伴った重症になることがある。</li> <li>・コクサッキーA6型の手足口病では、爪が剥離する症状が後で見られることがある。</li> </ul>
感染症名	ヘルパンギーナ	病原体	コクサッキーウイルスA群	潜伏期間	3～6日	感染経路	飛沫感染、接触感染、糞口感染(経口)	症 状	突然の高熱(1～3日続く)、咽頭痛、口蓋垂付近に水泡疹や潰瘍形成、咽頭痛がひどく食事、飲水ができないことがある。＜合併症＞熱性痙攣、脱水症	診 断	臨床的診断	治療方法	対症療法	予防方法	ワクチンはない	感染期間	唾液へのウイルスの排泄は通常1週間未満、糞便への排泄は発症から数週間持続する。	登園のめやす	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること	保育所において留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～4歳児に好発。</li> <li>・6～8月にかけて多発する。</li> <li>・回復後もウイルスは、呼吸器から1～2週間、糞便から2～4週間にわたって排泄されるので、おむつ等の排泄物の取り扱いに注意する。</li> </ul>

感染症名	伝染性紅斑(リンゴ病)	病原体	ヒトパルボウイルスS19	潜伏期間	4～14日(～21日)	感染経路	飛沫感染	症状	軽いかぜ症状を示した後、頬が赤くなったり手足に網目状の紅斑が出現する。発しんが治っても、直射日光にあたり、入浴すると発しんが再発することがある。稀に妊婦の罹患により流産や胎児水腫が起こることがある。＜合併症＞関節炎、溶血性貧血、紫斑(しはん)病	診断	臨床的診断 血清学的診断	治療方法	対症療法	予防方法	ワクチンはない	感染期間	かぜ症状出現から顔に発しんが出現するまで	登園のめやす	発しんが出現した頃にはすでに感染力は消失している状態で、全身体態が良いこと。	保育所において留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、学童期に好発する。</li> <li>・保育所で流行中は、妊婦は送迎等をなるべく避けるか、マスクを装着する。</li> <li>・発症前にもっとも感染力が強いので、対策が難しい疾患である。</li> </ul>
単純ヘルペス感染症		単純ヘルペスウイルス		2日～2週間		接触感染(水疱内にあるウイルス)	歯肉口内炎、口周囲水疱、歯肉が腫れ、出血しやすく、口内痛も強い。治癒後は潜伏感染し、体調が悪化する時にウイルスの再活性化が起こり、口角、口唇の皮膚粘膜移行部に水疱を形成する(口唇ヘルペス)	臨床的診断	アシクロビル等の内服、静注、軟膏	ワクチンはない	水疱を形成している間	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること。(歯肉口内炎のみであればマスク着用で登園可能)	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること。(歯肉口内炎のみであればマスク着用で登園可能)	水疱を形成している間	ワクチンはない	ワクチンはない	水疱を形成している間	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること。(歯肉口内炎のみであればマスク着用で登園可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免疫不全の児、重症湿疹のある児との接触は避ける。</li> <li>・アトピー性皮膚炎などに単純ヘルペスウイルスが感染すると、カボジ水疱様発疹症を起こすことがある。これは、水痘とは全く別の疾患である。</li> <li>・遊具は個人別に使用する。</li> </ul>		

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症 状	診 断	治療方法	予防方法	感染期間	登園のめやす	保育所において留意すべき事項
突発性発しん	ヒトヘルペスウイルス6及び7型	約10日	飛沫感染、経口感染、接触感染	38℃以上の高熱(生まれて初めての高温である場合が多い)が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現する。軟便になることがある。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく、哺乳もできることが多い。合併症>熱性けいれん、脳炎、肝炎、血小板減少性紫斑病等	臨床的診断	対症療法	経緯的な予防方法は確立されていない。ワクチンはない	感染力は弱いが発熱中は感染力がある。	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと	・生後6か月～24時間の児が罹患することが多い。 ・中には2回罹患する小児もいる。1回目はヒトヘルペスウイルス6、2回目はヒトヘルペスウイルス7が原因の突発性発疹が多い。 ・施設内で通常流行することはない。 ・既感染の人の唾液からウイルスが検出される。
伝染性膿痂疹(とびひ)	黄色ブドウ球菌、A群溶血性連鎖球菌	2～10日 長期の場合もある	接触感染	湿疹や虫刺され痕を掻爬した部に細菌感染を起こし、びらんや水痘病変を形成する。掻痒感を伴い、業酢は擦過部に広がる。アトピー性皮膚炎が有る場合には重症になることがある。	臨床的診断	経口抗菌薬と外用薬が処方されることがある。	皮膚の清潔保持	効果的治療開始後24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿润部位が被覆できる程度のものであること	・夏に好発する。 ・子供の爪は短く切り、掻爬による感染の拡大を防ぐ。 ・手指を介して原因菌が周囲に拡大するため、十分に手を洗う間間をつける。 ・湿润部位はガーゼで被覆し、他の児が接触しないようにする。皮膚の接触が覆い集団保育では、浸出液の多い時期には出席を控える方が望ましい。 ・市販の絆創膏は浸出液の吸収が不十分な上に同部の皮膚にかゆみを生じ、感染を拡大することがある。 ・治癒するまではブールは禁止する。 ・感染拡大予防法として、炎症症状の強い場合や化膿した部位が広い場合は傷に直接さわらうよう指導する。

感染症名	アタマジラミ	病原体	アタマジラミ	潜伏期間	10～14日 成虫まで2週間	感染経路	接触感染 (頭髮から 頭髮への 直接接触 衣服や帽 子、櫛、寝 具を介する 感染)	症 状	小児では多くが無症 状であるが、絵血部 分にかゆみを訴える ことがある。	診 断	頭髮の中に 虫を確認 するか毛髪 に付着してい る卵を見つけ る。卵はフケ と間違われる ことがもめる が、フケとは 違って容易に は動かない。	治療方法	駆除剤(ス ミスリンパ ウダー)の 使用駆除 剤は卵に は効果弱 いため、解 化期間を3 ～4日おき に3～4回 繰り返す。	予防方法	シャンプーを 毎日洗 髪する。 タオル、櫛、 帽子などの 共用を避け、 衣類、シー ツ、枕カバー 等を熱湯 (55℃、10分 間で死滅)で 洗う、または 熱処理アイ ロン、クリー ニング	感染期間	産卵から最 初の若虫が 孵化するま での期間は 10日から14 日である。	登園の めやす	駆除を開始 しているこ と。	保育所において留意すべき事項	・保育施設では頭を近づけ遊ぶことが多く、午睡など の伝播の機会が多い。 ・家族内でも伝播する。家族同時に駆除することが 重要。
感染症名	伝染性軟属腫 (ミズイボ)	病原体	伝染性軟 属腫ウィ ルス(イボ の白い内 容物中に ウイルス がいる。)	潜伏期間	2～7週間 時に6ヶ月 まで	感染経路	接触感染 皮膚の接 触やタオル 等を介して 感染。	症 状	直径1～3mmの半球 状丘疹で、表面は平 滑で中心臍窩を有 する。四肢、体幹等 に数個～数十個が 集簇してみられるこ とが多い。 自然治癒力もある が、数ヶ月かかる場 合がある。自然消失 を待つ間に他へ伝 播することが多い。 アトピー性皮膚炎 等、皮膚に病変があ ると感染しやすい。	診 断	臨床診断 特徴的な皮 疹より診断可 能	治療方法	自然消失 を待つか あるいは 摘除を行う か議論が 残る。 摘除は最 も確実で 簡便な方 法である が、子供に は恐怖と 疼痛を伴 う。	予防方法	直接染色を 避ける。 ワクチンはな い	感染期間	不明	登園の めやす	掻きこわし 傷から滲出 液が出てい るときは被 覆すること	保育所において留意すべき事項	・幼児期に好発する。 ・プールや浴槽内の水を介して感染はしないが、プー ルト板や浮き輪、タオル等の共用は避ける。プー ルの後はシャワーで体をよく流す。 ・かき壊さないよう気をつける。

感染症名	病原体	潜伏期間	感染経路	症状	診断	治療方法	予防方法	感染期間	登園のめやす	保育所において留意すべき事項
B型肝炎	B型肝炎ウイルス(HBV)	急性感染では45～160日(平均90日)	母子など垂直感染 父子や集団生活で水平感染 菌ブランジ等 の共用による水平感染 細菌、成人になっても慢性化率が高い遺伝子型AのB型肝炎ウイルスが海外から入ってきて国内で広がっている。	乳幼児期の感染は無症状性に経過することが多いが、持続感染に移行しやすい。 急性肝炎の場合、全身倦怠感、発熱、食欲不振、黄疸など。 慢性肝炎では、自覚症状は少ない。	血液中のHBs抗原・抗体とHBs抗体・抗HBs抗体 ウイルスの定量検査	急性肝炎には対症療法 慢性肝炎にはインターフェロン療法、最近抗ウイルス剤の使用も行われる。	B型肝炎ワクチン 平成24年11月現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で「任意接種のワクチンのうち、7つのワクチンは広く接種することが望ましい」と提言を出しているが、B型可燃ワクチンもこの7つの中に含まれている。 世界保健機構(WHO)では全ての子どもにワクチン	HBs抗原、HBs抗体、陽性の期間を含めB型肝炎ワクチンが検出される期間	急性肝炎の場合、症状が消失し、全身状態が良いこと。 キャリア、慢性肝炎の場合には、登園に制限はない。	・新生児期を含め4歳児までに感染を受けるとキャリア化する頻度が高い。(キャリアとは、HBs抗原形成の慢性HBV感染者のこと) ・HBV母子感染予防対策事業(HBsヒト免疫グロブリンとB型肝炎ワクチン)が開始され、母子感染による感染は激減した。 ・母子感染だけでなく、父子感染や集団生活での感染等、水平感染の報告も有る。 ・入学してくる乳幼児がキャリアであるか否かを事前に知ることは困難である。 ・一般に、血液、溢液が直接皮膚や粘膜に触れることは、感染症の感染リスクが高い。このため、血液・溢液に触れる時には使い捨て手袋を着用し、血液・溢液が眼や口に入らないよう気を付ける。 特に、職員が手に傷を負っている場合は、傷のある皮膚や粘膜で直接的な接触をしないよう、傷を覆うようにする。 ※体液(尿、唾液などに)、傷のある皮膚で触ること で感染するリスクも考えられるので、同様の対応を心掛けることが望ましい。 ※職員が手に傷を負っている場合は、自分の血液・溢液が他の人に触れないよう配慮することも必要である。 これらと併せて、全ての人に一般的な感染症対策を講じ、集団生活の場で他人のウイルスから感染し、あるいは感染させることがないよう配慮する。 ・キャリアの子供が非常に攻撃的で、噛み付きや出血性疾患がある等、血液媒介感染を引き起こすリスクが高い場合は、主治医、施設、保育者が個別にリスクを評価して対応する。